

平成 30 年 3 月 15 日（木曜日）

平成 30 年度当初予算審査特別委員会会議録

（第 4 日目）

平成30年度当初予算審査特別委員会会議録第4号

平成30年3月15日（木曜日）

出席議員（1名） 議長 三浦清人君

出席委員（15名）

委員長	後藤伸太郎君	
副委員長	菅原辰雄君	
委員	須藤清孝君	倉橋誠司君
	佐藤雄一君	千葉伸孝君
	佐藤正明君	及川幸子君
	村岡賢一君	今野雄紀君
	高橋兼次君	星喜美男君
	山内孝樹君	後藤清喜君
	山内昇一君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
会計管理者兼出納室長	三浦清隆君
総務課長	高橋一清君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監	橋本貴宏君
管財課長	佐藤正文君
町民税務課長	阿部明広君
保健福祉課長	三浦浩君

環境対策課長	佐藤和則君
農林水産課長	及川明君
商工観光課長	佐藤宏明君
建設課長	三浦孝君
建設課技術参事 (漁港・漁集担当)	田中剛君
危機管理課長	村田保幸君
復興事業推進課長	男澤知樹君
総合支所長	阿部修治君
南三陸病院事務長	佐々木三郎君
上下水道事業所長	糟谷克吉君
総務課長補佐	大森隆市君
総務課主幹兼財政係長	佐々木一之君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤達朗君
教育総務課長	菅原義明君
生涯学習課長	三浦勝美君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	佐藤孝志君

選挙管理委員会部局

書記長	高橋一清君
-----	-------

農業委員会部局

事務局長	及川明君
------	------

事務局職員出席者

事務局長	佐藤孝志
総務係長 兼議事調査係長	小野寛和

午前10時00分 開会

○委員長（後藤伸太郎君） おはようございます。

特別委員会、実質的な質疑に入りまして3日目でございます。連日の予算審査、お疲れのことと思いますが、委員の皆様におかれましては正鵠を射たど真ん中直球勝負の質疑を期待するとともに、答える側もそれと正対したしゃきつとした答弁をお願い申し上げます。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年度当初予算審査特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

きのうに引き続き、議案第54号平成30年度南三陸町一般会計予算を議題といたします。

歳出に対する審査が途中でありますので、引き続き審査を行います。

なお、質疑に際しましては予算科目、ページ数をお示しの上、簡明に行ってください。

2款総務費までの質疑が終了しておりますので、3款民生費、62ページから81ページまでの細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） おはようございます。

それでは、3款民生費の説明を行いたいと思います。よろしく願いいたします。

62ページ、1目社会福祉総務費でございます。今年度予算額2億6,770万円ほどということで、前年比較で8,200万円ほど、率では23.5%の減額となっております。こちらの経費につきましては、社会福祉費全般の人件費及び事務的経費を計上してございます。減額の主な理由は、次のページ、28節繰出金の国民健康保険特別会計の繰り出しが6,700万円ほど減額していることが大きな要因となっております。

ほかの費目につきましては、ほぼ前年同様の金額となっておりますのでよろしく願いいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） おはようございます。

2目の国民年金事務費でございます。こちらは、昨年度から93万円ほどの減額となっておりますけれども、29年度は国民年金に係るシステム改修があったためのものがございます。以上です。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 続いて、64ページ、3目老人福祉費でございます。

今年度予算額が2,000万円余りということで、前年比で4,200万円の減額でございます。こちらは昨年度29年度は19節に介護老人保健施設への補助金ということで3,300万円ほど計上してございました。29年度限りの補助金ということで、この部分がなくなったことが一番大きな要因でございます。それに65ページの20節扶助費の中で、老人保護措置費が昨年の1,140万円から684万円とやや半減してございます。こちらはこれまで4名の方が入所しておりましたが、30年度は2名ということで半減したことによるものでございます。

続いて、同じく65ページ、4目の障害者福祉費、今年度は4億4,100万円ほど、前年比較で3,900万円ほど、9.8%ほどの増となっております。こちらの要因といたしましては、次ページ66ページをごらんになっていただきたいと思います。こちらに19節負担金補助及び交付金の中の一番下の最下段です、障害福祉施設整備費補助金として2,000万円を計上していること、こちらは歌津地区に建設予定の障害者福祉施設に対する補助金を計上したものでございます。加えて、次のページ67ページの扶助費につきまして、障害者のサービスが毎年若干ずつ伸びておりますことから、今年度も前年比で2,100万円ほど増額となっていることが要因でございます。

続きまして、最下段の5目地域包括支援センター費でございます。こちらは300万円前年比でマイナスということでございますが、こちらに計上しておりました地域包括支援センターに係る事業につきましては、介護保険特別会計の3款の地域支援事業費に計上したことによるものでありまして、会計間の移動があつて減額となっております。

○委員長（後藤伸太郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 6目後期高齢者医療費でございますが、こちらは後期高齢者医療に係る町の負担分になります。昨年度の比較で1.78%の増でございますけれども、広域連合に支払う療養給付費負担金の増額が主な要因でございます。以上です。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 69ページ、7目介護保険費でございます。こちら前年比較で1,500万円ほどの減額となっておりますが、要因といたしましては28繰出金、介護保険特別会計への繰り出しの減額によるものでございます。

続いて、8目総合ケアセンター管理費でございます。こちらは56万7,000円の増ということで、前年度とほぼ同額の予算計上となっております。こちらにつきましては総合ケアセンターの維持管理に係る経費を計上してございます。

続いて、70ページ、9目の被災者支援費でございます。こちら前年比で4,900万円の減と

半減してございます。理由につきましては、13節委託料が半減してございます。被災者支援総合事業委託料として災害公営住宅のL S Aの事業を今年度も継続して行うものでございます。減額となった部分は、被災者生活支援センターの廃止に伴うものでございます。

続いて、71ページ、1目の児童福祉総務費でございます。こちらにつきましては、児童福祉費全般に係る人件費及び事務的経費となっております。こちらも前年比で2,100万円ほどのマイナスとなっております。マイナスの要因は、次のページ72ページ、19節負担金補助及び交付金のところで、こちらが前年に比較いたしまして3,200万円ほどの減額となっております。子どものための教育・保育給付費負担金として入谷ひがし幼稚園、それからあさひ幼稚園、マリンパル保育園に給付するものでございますが、昨年度、あさひ幼稚等が新たに認定を受けてこちらの対象になりましたが、その際の算定が何人で所得階層等がわからなかったものですから、少し多目の計上となっております。29年度の最終補正で減額しておりますが、そちらの29年度の決算見込みを参考として予算計上したものでございます。その下の20節扶助費、子育て世帯応援扶助費でございますが、いわゆる子育てクーポンの経費でございます。30年度につきましては、出生で70名、小学校入学児童で72名を予定し、予算計上したものでございます。

続いて、2目児童措置費につきましては、児童手当の経費でございます。今年度は29年度の実績をもとに1,202人と算定して計算したところでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 続きまして、3目母子福祉費でございます。こちらは昨年度の比較で16%の減ということでございますが、母子・父子家庭医療費助成金の昨年度の実績から減額しております。

4目の子ども医療費対策費でございますが、子ども医療費の助成に係る経費でございますけれども、昨年度とほぼ同額を計上しております。以上です。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 続いて、5目の保育所費でございます。こちらも前年度比較で3億3,000万円ほどの減となっております。理由といたしましては、ご承知のとおり29年度におきまして志津川保育所の建設事業がございました。その部分がなくなったことによる減額ということでございます。その他の経費についてはほぼ前年並みでございます。

75ページをごらんください。

その中で、工事請負費1,700万円、昨日も説明申し上げましたが、上の山にある旧保育所の

施設の解体工事を計上してございます。

続いて、75ページ最下段、6目こども園費でございます。こちらは65万2,000円の減ということでほぼ前年並みでございます。名足こども園の運営に係る経費でございます。内容といたしましては、ほぼ前年と同様の内容となっております。

続いて、78ページ、7目子育て支援事業費でございます。こちら前年比で230万円ほどの増、率で6.3%の増となっております。200万円増額の主な理由は、賃金のところで130万円ほどの増、それから備品購入費の部分で88万円ほどの増となっているのが要因でございます。その他の経費につきましては、ほぼ前年同様の内容となっております。

続いて、79ページ、放課後児童クラブ費でございます。こちらは前年比で約200万円ほどの増ということになってございます。増額の主な理由といたしましては、次のページ80ページの15節工事請負費200万円を計上してございますが、放課後児童クラブは志津川小学校を改築して新たに行っておりますが、仮設の前の施設がございまして、そちらの撤去費用でございます。この分の計上で増額となっております。

最後に、80ページ、3款民生費3項災害救助費1目災害救助費でございます。1億3,000万円ほどということで、前年比で4,900万円ほどの減額となっております。ご承知のとおり、こちらは仮設住宅の維持管理等に要する経費を計上しておりまして、29年度においても半分近くがもう解体ということになっておりますことから、所要の経費を計上したところでございます。

以上、3款民生費の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、3款民生費の質疑に入ります。星 喜美男委員。

○委員（星 喜美男君） 64ページの28節繰出金、国民健康保険特別会計への繰出金6,700万円ほどの減となったということですが、これは国保運営が県に移管されることによる減少という捉え方でよろしいのでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） お見込みのとおりでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 星 喜美男委員。

○委員（星 喜美男君） 以前に県の試算がありまして、大分割合が増になる市町村が15市町村ぐらいあって、南三陸町はマイナス0.7という試算が出ておりますが、国保税は非常に国保加入者の中の高所得者に非常に大きな負担がかかっているものだと私は思っているんですけ

れども、恐らく非常に低い人と高い人の差も大きいものだろうと思っております。この際、そういった上限をちょっと低くして、そういったこれまで国保を支えてきた方々を多少は軽減してやるというやり方もあると思うんですが、いかがですか。

○委員長（後藤伸太郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 所得の高い人につきましては制限がかかっておりまして、本来であればもっと高い保険料を納めなくちゃいけないんですけども、限度額が設定されていることからそこで抑えられていることをございますので、本来よりは低目の設定という形になっているところをご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 星 喜美男委員。

○委員（星 喜美男君） ちょっとその本来がわからないんですけども、相互扶助という名のもとに国保加入者の中の高所得者に大きく負担がいつている、そこが私はちょっと問題だなと思うんです。そういった方々に、せつかく負担が低くなるものですから、それはそういった保険者にそれを還元してやるといいますか低くしてやって、いずれまた徐々に多分上がっていくものだろうと思いますので、そこはこの際は経営の負担も低くなるものですから、それはちょっと保険加入者のいわゆる高所得者をちょっとは息をつかせてやるのも1つの方法かなと思うんですが、いかがでしょうか。これは町長ですか、政策的な部分もあると思うんですが、考え方を伺います。

○委員長（後藤伸太郎君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に国保の加入者の方々は低所得世帯が多いということについては、我々も十分に認識してございます。しかしながら、国保はご承知のように、どれぐらいの費用がかかってという前提がありまして、そこから費用負担、いわゆる税率が決定していくという、システムのようになってございますので、星委員の思いというのは十分に理解させていただきますが、基本的に今の現行制度の中で、極力、低所得者の方々に対しての減免も結構ございますので、その辺で対応していかざるを得ないのかなという思いでいます。どういう形でできるかというのはわかりませんが、星委員のお話の中で、今現状としてお答えできるのはその程度かなと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 星 喜美男委員。

○委員（星 喜美男君） ちょっと低所得者の減免もわかるんですが、低所得者を支えているのが国保の中の高所得者なんです。そういう方がずっと国保事業を支えてきているものから、せつかく県に移管することによってうちの町ではちょっとでも、これまで以上に下が

るものですから、それを高所得者にちょっと減免してやってはどうかということなんです。
もう1回お願いします。

○委員長（後藤伸太郎君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） だから、背景としてはそういうことです。背景としてはそういった高額所得者の方々に大分ご負担をおかけしているという、これはシステム上そういう形になっておりますが、基本的に、木で鼻をかんだような答弁になって大変恐縮ですが、今、町民税務課長がお話ししたような流れの中で国保制度というものがある意味構築されているという部分がございますので、思いはしっかりと受けとめさせていただきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 平成30年度につきましては、税率改正を行わないで昨年度の、震災以降ずっと同じ税率だったんですけれども、このまま継続させていただきたいと考えてございまして、30年度でさまざまな検討を加えながら税率改正、先を見通しながらの話になると思うんですけれども、さまざま検討させていただきたいと考えてございます。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑ございますか。倉橋誠司委員。

○委員（倉橋誠司君） 2番倉橋です。直球の質問をしたいと思います。

67ページ、下ですが、5目地域包括支援センター費8節報償費39万円交付し、謝金、それから下に9節旅費、普通旅費7万8,000円、これは旅費というのは講師の方の交通費かなとも思うんですけれども、講師は誰で何を教わっているのか、できましたら保健福祉課長に直球でお願いします。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 講師謝金は誰とは決まってはございません。30年度の事業の中で、さまざまな研修会でありますとか住民向けの講演会等予定しております、そういった中の講師を予定しているものでございます。

金額につきましては、昨年、報償費全体で226万円ほど計上していたんですけれども、最初に説明申し上げたとおり、介護保険特会の地域支援事業という、そちらも介護予防の事業を行う費目でございますので、そちらに事業を乗せかえて行うということを計画しておりますのでよろしくご理解をお願いします。

○委員長（後藤伸太郎君） 倉橋誠司委員。

○委員（倉橋誠司君） わかりました。ありがとうございます。いろいろな講師の方に来ていただいて、いろいろと勉強になったらいいかと思います。

その下の普通旅費は、講師の方の交通費ということでよろしいんですか。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） こちらは職員の旅費でございます。講師先生の方をもしお呼びするとすれば、講師料プラス旅費ということで合算して謝礼という形で支出する予定としております。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかにございますか。及川幸子委員。

○委員（及川幸子君） おはようございます。

それでは、直球になるもの、ならないものはありますけれども、何点かお伺いいたします。

まずもって、62ページの社会福祉総務費の中から報酬、社会福祉委員報酬等があります。そしてまた、63ページ、福祉活動専門員補助金1,300万円ほどございます。この2つの報酬の中身ではないんですけれども、こういう福祉部門には、社会福祉委員さんは通常民生委員さんが兼ねていますが、町としては社会福祉委員を担っていただいています。こういう人たち、地域にはこういう福祉部門に精通した人たちがお仕事なさっていますので、きのうの婚活の事業の仙台市の業者に……マイク入ってないですね、済みません。入りました。そういう中で、こういったベテランの人たちも地域にはたくさんいらっしゃいます。そういう人たちと協力し合ってそれを乗り越えていく方法があると思うので、その辺の施策をお伺いいたします。

それから、次のページ、63ページの第三者委員……。

○委員長（後藤伸太郎君） 少々お待ちください。どうぞ。

○委員（及川幸子君） 63ページの報償費の中で、第三者委員でございます。毎年、第三者委員、事故なんかの場合、委員会を開いてやるということはわかっていますけれども、委員が変わるのか。今現在、どなたが委員になっているのか。そこをお伺いいたします。

それから、64ページ、敬老祝い金573万円、それから13節、その下の老人福祉費の中の委託料、敬老会開催委託料430万円ほどあります。合わせて1,000万円近いお金がかかっています。この中で敬老祝い金、米寿のときの祝い金1万円と盾をお祝い金とやっておりますけれども、これそろそろ方法を変えていく必要があるのではないかなと思うんですけれども、これをずっとこのままで引き続きやっていくのか、お伺いいたします。

それから、66ページ、13委託料の中で3,300万円ほどの委託をしておりますけれども、これらの社協さんに大分委託している部分があると思います。この民間と社協さんの委託を教えてくださいたいと思います。

それから、19負担金補助及び交付金の中で、先ほど障害者福祉施設整備補助金2,000万円、歌津に新設するというお話でしたけれども、歌津のどこにどういった、新設する場所、建物を建てる場所、それから事業者がどこなのか、その辺をお伺いします。

それから、まずもってもう一つ、65ページの障害者自立支援協議会委員謝金、済みません、そのような報酬、障害者自立支援審査会委員報酬とございます。これは何名で、人数とメンバーをお伺いいたします。以上、お伺いいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 婚活はきのうで終わったと思って安心していたんですが、また来るとは思いませんでした。

そういった方々に情報提供いただくということはよろしいと思います。ただ、イベントの中に一緒に入ってきたりすると、余りに関係者が多くなって当該者が参加しないということも考えられますので、そういう情報提供にとどめたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 何点かありましてメモし切れないんですけども、もし答弁漏れがありましたらご指摘願いたいと思います。

最初に、第三者委員会の件でございますが、第三者委員会については5名を任命してございまして、委員もご承知のことかと思っていたんですけども、民生委員の中から5名ということで理事の中から5名を任命しているところでございます。これまでもこういった事案は発生しておりませんので、第三者委員会の会議自体は開催したことがございません。

それから、敬老祝い金の米寿のお祝いでございますが、町といたしましては、当面、百寿とあわせまして、こういった方向でお祝いをしていく方針としてございます。

それから、歌津地区の2,000万円の補助金でございますけれども、のぞみ福祉作業所が30年度に気仙沼に法人で整備するといった段取りが整っておりますので、そちらに対する建設補助金ということで2,000万円を計上してございます。洗心会でございます。

それから、委託料の中の社協への委託と申しますと、該当する事業といたしましては訪問入浴の237万円の一部ということになろうかと思っております。

自立支援審査会委員につきましては、5名でございます。メンバーにつきましては、医師1名、学識経験者としてケアマネ経験のある方1名、それから障害者の施設に従事している方1名、それから包括の職員1名、南三陸病院の職員1名の5名で構成してございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 及川幸子委員。

○委員（及川幸子君） それでは、社会福祉委員や福祉活動委員との連携ということなんですけれども、ニーズを拾って上げてもらうだけでも助かるんです。仙台の業者丸投げでは、地域もわからない。むしろ、4地区がございまして、そういうニーズを上げてきてもらって協力してもらうのも1つの工夫だと思われまして、ぜひその辺は今後ともやっていただきたいと思います。

それから、次に敬老会のことなんですけれども、人数は年々100歳まで長生きする方が多くなってきていますので、米寿の人数も年々ふえてきていると思うんですけれども、現在、何人ぐらいになっているのか。

そしてまた、元気な人たちが88、今、広報になんか載ってきている人たちを見ると元気な人たちが多いです。そういう中で、盾をもらって町から来ていただいてお祝いしてもらうということは非常に喜んでもらっております。ただ、人数が年々かさまってきていますし、1万円というお祝い金が果たして皆さんご本人のために使われているのかなといったとき、やはりちょっと違うのかなという思いもしてきます。そうした場合、それをやるのが悪いというんじゃないです、別な方法に、例えば、出産にそれを使ってもらおうとか、そういうほうにスライドしていく時期でそろそろないかなと思われまして。そういう観点からお伺いしました。予算に余裕があってやるんだったらいいんです。32年になると予算も減ってきます。そうすると、おのずとそういうところに目をかけていくのも施策の1つかなと思われましてから。

それから、社協の件です。訪問入浴委託料を社協にということで、大分高齢者部門では社協に委託している事業が多くございます。そうした中で民間も入っています。社協さん、そうするとおのずといいサービスをしなきゃならない、質の高いサービスをしなきゃならないので競争になります。そういうところも町として委託する限りには社協さんにその辺も指導をどのようにしていくのか、しているのか、委託だけをしているのか、その辺、再度お願いいたします。

それから、伊里前に歌津にできるのぞみ作業所、洗心会さんが新しく歌津に建設するということなんですけれども、場所をもう一度、どのぐらいの面積で場所をお伺いいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） ちょっと順序がばらばらになってしまいますが、まずもって、洗心会なのぞみ福祉作業所の建設場所でございますが、中学校上団地の区画でございます。どのように説明すればいいか、旧保育所の施設があったところから上がっていけば一番最初に目につく左側の場所でございます。

それから、社協に対する指導ということですが、当然に委託事業でございます。本来であれば町でやるべきことなんですが、そういった事業を町で行うことができないのでそういった事業を委託しているわけですので、当然にそういった指導、こういったことをやってほしいということは指導しながら、サービスを受ける方の側に寄り添った対応をお願いしているところでございます。

それから、米寿の費用を子育てに充ててはということですが、高齢者の施策もそのまま継続して行うこととしておりますので、そういった財源を子育てに振り向けるといった考えは現在は持っておりませんのでよろしくご理解をお願いします。

○委員長（後藤伸太郎君） 人数は。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 失礼しました。

米寿の人数ですが、平成26年度に97名ということで一番少ない年が97名、平成27年度に135名。今回の予算には123名分を載せておまして、平均大体110人から120人が米寿を迎えられるといった状況でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございますか。
山内孝樹委員。

○委員（山内孝樹君） 議事進行を兼ねてちょっと確認しておきます、委員長。いいですか。
お伺いする科目は3点。そして、質問は3回という解釈なんです。

○委員長（後藤伸太郎君） 3回というのはそのとおりだと思いますが、3点というのはやむを得ず超える場合は許可したいと思います。

○委員（山内孝樹君） 許可しているということですね。わかりました。

それでは、私、1点、63ページの13節に出てきております委託料にあります戦没者追悼式祭壇設置委託料というのが出てきております。以前にもお伺いしましたが、関連でお伺いしてもよろしいですか。

○委員長（後藤伸太郎君） どうぞ。

○委員（山内孝樹君） 課長にお伺いした経緯がありますハマレ歌津の下にありました忠魂碑で2度ほどお伺いした経緯があるんですが、遺族の方々との説明を兼ねて設置場所等を検討していきたいというお答えをさせていただきました。その後、どのようになってどのような進め方をしているのか。

もう1点、失礼、それから保育所の跡地の活用をどのように進められたかをお伺いしたいと思います。この2点、お伺いします。

○委員長（後藤伸太郎君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） ハマーレ歌津の今、かさ上げになりましたので、あの下にございました忠魂碑の関係です。忠魂碑につきましては、遺族会と相談していたんですが、ハマーレ歌津の国道の向かい側の整備がまだ終わっておりません。あそこに公園等ができますので、その場所に設置したいと思っております。ですから、あそこの完成間近になりましたら遺族会の皆様ともう一度改めて具体の場所を含めてご相談したいと思っております。

○委員長（後藤伸太郎君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 保育所は伊里前保育所のことでよろしいでしょうか。

伊里前保育所につきましては、歌津地区の団体さん3者があわせて使うということで貸し付けを行っております。具体的な名称はちょっと手元に資料ございませんので、すばらしい歌津をつくる協議会とか、あとちょっと済みません、手元に詳しいのがないので、そういった団体があわせて借りているという状況であります。

○委員長（後藤伸太郎君） 山内孝樹委員。

○委員（山内孝樹君） 忠魂碑は、それでは遺族の方々とはそういうお話し合いを進めていると、皆さん、何の異論もないでしょうからそのように進めていくということで理解しました。

それから、伊里前保育所のセンター、多目的に利用するならばということで使っているかと思うんです。そういう解釈でよろしいですか。多目的利用というか、いろいろな組織がすばらしい歌津をつくる会ばかりでなく使用するという条件ではなかったかなという解釈をしていたんですが、もう一度。

○委員長（後藤伸太郎君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 1つの団体が占有するというのではなくて、3つの団体が合わさって相互にうまく調整し合いながらお使いいただくということで、あわせて1つの名義でお貸ししていると、3団体がということです。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑ございますか。今野雄紀委員。

○委員（今野雄紀君） おはようございます。今野です。

3点ほど伺いたいと思います。

65ページ、介護タクシー利用扶助費23万円とありますが、昨年と比べると、昨年たしか110万円だったんですが、要介護3以上の利用ということで昨年もちょうと聞いた記憶があるんですけども、減った要因というか、どのようになっているのかまず1点。

2点目、同じような形で67ページ、残念ながらホーキンスさん亡くなってしまいましたけれ

ども、難病患者等通院助成費100万円出ていますが、現在、多分難病の指定がまたふえて300ぐらいになっていると思うんですけども、当町で患っている方が何名ぐらいいるのか。そして、通院は町外の病院のほうが多いのかどうか、その点伺いたいと思います。

3点目、75ページ、昨日も聞いたような記憶があるんですけども、保育所施設解体工事とあります。こちら予算通れば執行するんでしょうけれども、いつごろ更地になるのか。それとあわせて、関連になるかどうかわからないんですけども、保育所の隣接している、以前園児たちが遊んだ築山みたいな部分があるんですが、あそこは現在大変な状態というのもあるんですけども、モダみたいになっていましたので、あわせて駐車場等に利用する考えがあるんですしたらあそこもござっぱりする必要があると思うんですが、その点に関して。以上3点伺いたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 私から1点目と2点目答弁させていただきます。

介護タクシーにつきましては、委員ご指摘のとおり昨年度110万円ほど計上してございますが、最終補正予算で減額しておりまして、実績見込み額に合わせまして30年度はこういった予算となっております。要因といたしましては、介護福祉タクシーの制度を始めるということで、昨年从今年からですか、各ケアマネ等々通じまして周知を図りながらこういった利用がありますよと行ってきたところでございます。予算の算出に当たっては、近隣市町の利用状況等を勘案して、1年目なのでそこまでの利用はないかなと思いつつも、ちょっと期待をしながら予算計上したところではございましたが、実際、利用される方が定期利用の方が6名ほど、それから臨時的に使われる方が12名ほどということで、なかなかまだこういったタクシーの利用というものは普及しておりませんので、当初予算といたしましては29年度の実績をベースに算出したといったところでございます。

それから、難病患者の通院費の助成については、例年、20から30人程度の方が利用されているような状況でございまして、町外の利用とかそういったもろもろの場合があると思いますので、そういった方に対しまして28年度では31人、27年度が24人、金額的には27年度が91万6,000円ほど、28年度は80万円ほど、今年度についてはまだ集計を上半期分しかとっておりませんのでまだ申し上げられませんが、そういった利用の状況があります。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 75ページの保育所施設の解体工事についてご説明申し上げたいと思います。

現在、工事につきましては建設課で担当いたしますので、契約後、最短で2カ月の工期が必要と今考えてございます。これから詳細の部分の調査をいたしまして工事発注に向かいますので、目標とすればお盆前ということ今考えているところでございます。

それから、保育所に接続している部分ですけれども、上の山公園ということで都市公園に入っております。築山等がございますが、ただ市街地の工事の関係で一時、町道の切りかえを公園内に通すということで半分程度道路用地ということで使わせていただいておりますが、いずれ市街地の工事が終了すれば元通り公園に復帰して従前の公園機能を回復したいと考えております。

○委員長（後藤伸太郎君） 今野雄紀委員。

○委員（今野雄紀君） 介護タクシーについては、使う人が少ないとかそういったことだったので答弁いただいたんですけども、実際、私もわからないんですけども、介護タクシーを使うときは保険も使える介護保険とか、そういった……。それで伺いたいのは、介護タクシーを利用している方の声を若干とかある程度聞くところによると、タクシー料金が高額だというのは仕方ないんですけども、ばらつきがあるみたいなんです、利用料金。

例えば、病院から使うにしても業者さんによって結構開きがあって、仙台あたりまで使うと病院に紹介されたところだと7万円とか8万円とかになって、こういった地区からだと数万円という話も実際聞くものですから、治療費が何か300円でタクシー代が数万円という話を聞くものですから、私、あえてこの場で質問させていただいているんです。

ですから、介護タクシーを利用する上でも、やはり町として何か利用できるような一覧みたいな、ある特定の業者をあっせんするわけではないんですけども、利用する方が選択できるようなシステムとか、そういうことも必要じゃないかと思うんですけども、再度伺いしたいと思います。

難病に関しては、二、三十名さんということでわかりました。通院の補助ということで従来どおりということでわかりました。

保育所の解体なんですけれども、更地になるということはわかったんですが、やはり公園はいつごろ公園っぽくなるのか、しつこいようなんですけれども、先ほどから婚活の話も出ていましたが、あの場所をすっきりさせるとデートスポットにもかなりいいんじゃないかという思いもあるものですので、再度伺いしたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） タクシーについてでございますが、現在、登録いただいているのが町内で2つの営業所、それから気仙沼市で3事業所、登米市で1事業所、石巻市1事業所となっております。

タクシー料金については、皆さん同じ初乗り幾ら、距離ごとに幾らというシステムは変わりがないと思いますので、多分、委員さんが言っている料金が違うというのは回送料金であったり送迎といえますか、そういった料金を加算する部分があるのかなといったことかなと感じております。

それから、タクシーを使って仙台まで通院という事例についてはちょっと私も把握しておりませんので、そういった理由の方がいるということは、ちょっと私どもの耳にも入っておりませんので、今後、そういった方がいるのであれば、別な交通機関を使ったほうが当然よろしいのかなと思っておりますので、そういったご相談があればそういった方の対応についても真摯に当たっていきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 上の山公園の復旧でございますけれども、現在、あの周辺についての工事は最終段階の仕上げに入っております。遅くとも年度内には工事が終わるということを考えれば、来年度当初にはもとの姿に戻っているんだろうと考えられます。

○委員長（後藤伸太郎君） 今野雄紀委員。

○委員（今野雄紀君） 再度確認なんですけれども、介護タクシーについてなんです、課長、先ほど通院という答弁があったんですが、何か聞くところによると通院もそうなんですけれども、退院するときなんか利用するということもあるみたいなんです。例えば、介護しているのがよその病院、大学とかなんかに行って入院していて、退院する際に自分ちの車とかが使えないようなときは、入退院とかそういったときに利用する、そういう補助といったらおかしいですけども、手当みたいなのはないのかどうか、その点、最後に伺いたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 医療施設からの退院とか転院ということで、医療に関する部分であれば移送費という制度というか助成のものがあると思います。その方が国保であれば国保に請求されるとか、社会保険であれば社会保険に請求といったことは考えられるかなと思います。事例がどういう状況なのかわかりませんので、そういった制度もあるということは申し上げておきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑ございますか。高橋兼次委員。

○委員（高橋兼次君） 65ページの委託料、介護家族等への支援事業とか初めて見るような事業であります。内容はどのようなものか。

それから、69ページの19節の交付金、在宅介護職員等の確保対策事業補助、これは在宅にかかわる職員の今の現況、それから在宅介護を利用している状況はどうなっているかです。

それから、81ページの15節、仮設ですが、解体が進んでいるようでありましたが、これ全てが解体を終えるのはいつごろになるのか。それで、それまでに全て退去するのか、入居者の方、しないのか、その辺あたり。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 最初に、レスパイト事業なんですけれども、レスパイト事業というのは、内容を言いますと、緊急なショートステイみたいなイメージで考えていただければと思います。事例といたしましては、震災前になります。高齢者の虐待等がある家庭に置けない。一時的にどこかに避難をさせなければいけないといったような場合に、社協なりに一晩避難させると。職員がついて見守りをするといったような本当の緊急事態ということで、震災後は多分レスパイトといった、こういった手法のものはなかったかと思いますが、震災前にはこういった事例が数件あったのは記憶してございます。

それから、2点目の68ページ、介護職員の確保対策事業ということで、こちらの新規の職員を採用した場合にといったことで、そういった方々に対する報償費を事業所に補助するといった制度を設けたんですが、これまでちょっと実績がありません。事業所の立ち上げについても100万円の補助ということで一緒にそういった事業をつくったんですけれども、事業所の開設に当たっては、28年度に1件、昨年度の決算で1件出てきたと思うんですけれども、1事業所があったほか、なかなかこの補助金を利用していただけるような採用がないということで、余り効果がないので、ちょっとこの辺は事業の内容とか中身をもう一度見直しながら、介護人材の育成に当たっていきたくて考えております。30年度は、一応、現在の制度を引きずるということで考えておりますが、30年度においてまた新たな方策を考えていきたくて思っております。

最後、3点目、仮設住宅の解体の時期ということでございますけれども、ご承知のとおり、現在、特定延長の再延長という形を国・県からお認めいただきまして、10世帯程度の方々についてはそういった許可が下りております。ということで、平成30年度末、31年3月31日までに退去いただくという形になりますので、それまでに速やかに退去が行われた場所から順

次解体していくという形になります。最終的に終わるのは、退去ができるのが30年度末ですので、全ての仮設住宅の解体が終わるという時期については31年度末と考えてございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

応急仮設住宅については、当初、56団地ございました。本年度末をもって残るのは18団地になります。それで、今、保健福祉課長が申したとおり8年目までの特別延長が認められております部分がございますので、集約する団地を3カ所設けてございまして、平成30年度、18カ所のうち15団地を解体する予定でおります。

○委員長（後藤伸太郎君） 高橋兼次委員。

○委員（高橋兼次君） それでは、最初のレスパイト事業ですか、これは今の説明だと職員がついて一晩ぐらい緊急時に、これ一晩だけなのか。何日間というような期間というのはないのか。緊急時というのは、課長が説明した虐待ということじゃなくていろいろあると思うんです。例えば、介護を見ている方が、家族がどこか急用が出て見られないと。そういう場合等々は該当になるのか、ならないのか。その辺あたりは、範囲というか対象といいますか、その辺あたりです。

それから、在宅介護の件ですが、見直すということですが、最近、私も介護がちらほらと見えてきているような、本人、そんな状況もやがて来るのかなとは思いますが、周りを見渡しますと在宅介護を受けている方が多くなってきているのかなと。それで、なぜかという、対象の方が多くなってきているんでしょうが、病院で治療を受けて病院からの提案といえますか指示といえますか、施設に入居というような提案を受けてもなかなか施設がそのときあいていないと、在宅せざるを得なくなるというような事案の例が多くなってきているのかなと。そのために職員枠も多く必要になってくるのかなと思ったような次第なんです。その辺あたりを断ることなく受け入れができるような体制を組むべきだなという思いであります。

それから、応急仮設、18団体を3団体に絞るというようなことでありますが、10世帯は認められると。認められていない方々は残らないのかということ。もし、そういう方があるとすれば、それはどのような対応をしていくのか、その辺。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） レスパイト事業の対象ということでございますけれども、本当に緊急性のある方ということで、大変申しわけないんですけれども、家庭の事情でちょっと見る人いないからということまで請け負ってしまいますと、これは数限りなく申請が上がっ

てくるような場合も考えられますので、この辺は一定のそういった緊急性ということが一番に考えております。

そして、1泊だけかということですが、当然、2泊も3泊もということになると、そこにかかわるスタッフ等の問題もありますので、緊急的に、夕方に事案が発生してすぐ対処しなければならないといったようなことに対応するものでありまして、基本的には1泊程度と考えております。その翌日にはどうするかと申せば、例えば、今であれば空きの仮設住宅を使うであるとか、あと町営住宅のあいているところに一時的に避難していただくとか、そういった手法が考えられると思います。

それから、人材育成につきましては、なかなか1町だけでやっていくのも大変ですので、今、気仙沼市でも随分力を入れて人材育成をやっておりますので、そういったところと関係を密にしながら当町の人材の育成も図っていきたいと思っております。

それから、仮設の特定延長が認められずにいる方というのも基本的にはないことにはなっているんですけども、実際どうしても、例えば、この3月までに退去予定だったんですけども、なかなか終わらないといったことで1カ月、2カ月待ってくれといったような相談は実際に来ております。そこは3月31日をもって、だめだからすぐ出ろといったような対応はちょっと町としてもできかねますので、そちらの事情等も配慮しながら、完成した後、速やかに引っ越ししていただくようにこちらをサポートしていきたいといった考えでおります。

○委員長（後藤伸太郎君） 高橋兼次委員。

○委員（高橋兼次君） 最初のレスパイトは、何かちょっと調べたら7日間ぐらいはできる制度みたいなんだ。やはり緊急的に、家庭の事情じゃなくて緊急的なものも家庭の事情になるわけなんだけれども、そういうことが頻繁に何か出てきているような状況でもあるので、財源等もあるんでしょうが、継続できるような事業にやっていったほうがいいのかなという思いです。

あとの件につきましては、いろいろ大変でしょうが、よきに指導といいますか、そういうことが必要かなと思いはあります。終わります。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤伸太郎君） なければ、3款民生費の質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

○委員長（後藤伸太郎君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます

先ほど、3款民生費の質疑の中で答弁を修正したい旨の申し出がありますので、発言を許可いたします。管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 先ほど、旧伊里前保育所の貸し付けの件で答弁した際に、3つの団体が合わさって1つの名義でというところでお答えいたしましたが、正確には4つの団体が合わさってというところであります。

貸し付けしました相手につきましては、歌津地区復興支援協議会という名称であります。構成団体につきましては、伊里前契约会、それから歌津地区復興支援の会、それから一般社団の東北ファミリア、ハマレ歌津商店街、以上の4団体となっております。

○委員長（後藤伸太郎君） ただいまの発言に対する質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤伸太郎君） よろしいですか。

次に、4款衛生費81ページから91ページまでの細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費ですが、こちらの経費につきましては、保健衛生費に係る人件費及び事務的経費でございます。前年比較で35万円ほどのマイナスということで、ほぼ前年並みの計上となっております。

続きまして、83ページ、2目予防費でございます。こちらにつきましては、前年比で460万円ほどの増となっております。増額の主な理由といたしましては、13節委託料で総額で150万円ほどの増となっております。加えて、19節負担金補助及び交付金で200万円ほどの増額となっております。この中で石巻日赤救急救命センターの運営費の補助金と夜間急患センター運営費負担金がありますが、下段の石巻市夜間急患センター運営費負担金については、石巻市が運営している夜間急患センターの事業に負担するものであります。これは補正等々でも説明申し上げましたが、利用した人数の割合で経費を案分して負担するものでございます。上段の石巻赤十字病院の救急救命センターの運営費助成金につきましては、石巻赤十字病院が運営する経費に対して石巻市、東松島市、登米市、南三陸町、女川町が同じく助成するものでございます。なお、30年度から涌谷町と美里町も新たにこちらに加わることでございます。

続いて、3目の精神衛生費につきましては2万3,000円の減ということで、ほぼ前年並みで

ございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤和則君） よろしくお願いいいたします。

84ページの最下段からになります。

環境衛生費でございますが、前年比で1,287万円ほどの増ということで、率にして23%増加となっております。増額の主な要因といたしましては、みやぎ環境交付金を活用した照明LED化工事、これは歌津中学校の防犯灯を予定しておりますが、その工事と昨年の台風21号の暴風雨で破損いたしましたベイサイドアリーナの太陽光パネルの一部を設置するための工事、以上2件が新たに追加になったものでございます。他は昨年と同様、衛生組合関係や太陽光発電に対する補助金等が主な内容となっております。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 86ページの5目母子衛生費でございます。前年比10万8,000円の減ということでほぼ前年並みでございます。今年度の新規事業といたしましては、87ページ、19負担金補助及び交付金の欄の最下段、新生児の聴覚検査助成金でございます。こちらにつきましては、1人当たり8,000円の検査料を上限として70人と見込んで計上したものでございます。20の扶助費において、特定不妊治療費助成金につきましては、30年度は6件を計上してございます。なお、29年度において2件の申請がございましたので、この場で報告させていただきたいと思っております。

○委員長（後藤伸太郎君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤和則君） 87ページ下段でございますが、清掃費の1目清掃総務費でございます。廃棄物対策全般に係る経費でございますが、前年比で613万ほどの増でございます。老朽化が著しい現クリーンセンターの機能更新を行いまして、資源物等のリサイクルをさらに進めるための基本構想を策定するための経費が増額の主な理由となっております。13節の委託料、リサイクルセンター整備基本構想という部分でございますが、あくまでもリサイクルセンターというのは仮称でございます。

続きまして、次のページ、88ページの塵芥処理費でございます。前年比466万円、率で1.4%の増でございます。昨年とほぼ同額となりますが、現年度実施しておりますクリーンセンターの煙突解体工事に続きまして、来年度は復興関連事業に伴いまして、現在、クリーンセンターに給水している水道管の布設がえが必要となったもので、それに伴う経費、それから18節においては機械器具費ということでバイオガス施設で発生する液肥の利用促進を図るため

の費用等を見込んでいるところでございます。

続きまして、89ページの最下段、3項し尿処理費でございます。昨年比で4,255万円、率で28.7%の増となります。増額の主な要因といたしましては、施設設備全体の精密機能検査を実施する経費とともに、緊急性を要するし尿処理施設の設備機器整備、修繕等を含めた整備を増額するものでございまして、現在、運転管理を委託している管理事業とあわせて実施するというものでございます。

90ページ、4目の環境美化事業費でございますが、これは昨年と同程度の予算ということで花の植栽等々に使う費用が主な内容となっております。よろしくお願いいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 3項病院費でございます。公立病院の経営安定を図るための予算でございますが、2億8,100万円。内訳として、負担金補助及び交付金2億4,500万円は昨年度と同額となっております。当初及び出資金の中で3,600万円、この部分で昨年対比260万円減額となりますが、これは企業債の償還に係る部分の必要額となっております。

4項の上水道費でございますが、こちらは1億4,000万円、昨年対比約4,000万円ほどの増額となっております。内訳は、長期派遣職員5名分の人件費及び災害復旧費の繰り出し基準に基づくものでございますが、増額部分はこの災害復旧費に係るものでございます。以上でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、4款衛生費の質疑に入ります。千葉伸孝委員。

○委員（千葉伸孝君） 4番です。よろしくお願いいたします。

84ページ、4目環境衛生費、この部分の1の報酬の衛生組合長報酬というのは、何名の方で1人当たり幾らぐらいなのか。その辺、お聞きしたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤和則君） 30年度につきましては、77名の組合長さんという予定をしておりますが、仮設の閉鎖等で組合長さんは減っております。それで、報酬を計算する際に平等割と戸数割とございまして、平等割は人数です。3,200円の12カ月を77人で積算させていただいておりますが、戸数割につきましては、1戸当たり50円ということで該当戸数の12カ月分という積算で予算をかけさせていただいているところでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 千葉伸孝委員。

○委員（千葉伸孝君） 今後、団地が再建されて、そういった団地ごとの衛生組合の今後の方

向性というのはどういった方向になっていくのか。とりあえず、今、ある程度団地ができてきてその地区に割ったりとかして、そこの衛生組合長というのを決めていくのか。その辺、教えてください。

あと、衛生組合に当たっては、私の沼田地区ですと、基本的には住宅の消毒関係とかその辺を私はちょっと描いていたんですが、消毒に関しては、新築家屋に関しては消毒をしないというような方も多く、基本的には側溝とかそういった草地の部分とか、蚊とかハエの分の除去に衛生組合で消毒を行っている。しかしながら、沼田地区は水産業者が多く、排水溝のどうしてもそういった衛生面での散布とかそういったものが多いんですけども、そういった地区に対して特別な衛生費の補助的なものはないのでしょうか。

その3点ぐらいですか。お願いします。

○委員長（後藤伸太郎君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤和則君） 衛生組合の今後の方向性ということで、まず1つは、確かに委員ご指摘のとおり衛生組合長の今までの消毒を中心とした地域でのご活躍という部分が大きく変わってはきてございます。ただ、これからは消毒作業もさることながら、廃棄物対策、要するにごみの分別とかそういった部分で早朝からステーションに立っていただいて指導していただいているような衛生組合長さんもございますし、あとは地区のそういった公衆衛生です。先ほども言いました地域内の環境衛生、あとは不法投棄の監視等、あとは組合長さん方独自の清掃活動等も行っていただいております。地域内では保険福祉委員さんと同様、行政区の総会等で役員を選出していただいて、うちに推薦いただいておりますというような状況でございます。

あと、消毒でございますが、確かに他の市町村等の例をとりますと、消毒を南三陸町みたいに盛んにやっている自治体は大きく減ってきているような状況でございます。うちでも、消毒とはまた別に薬剤、錠剤を使って排水ます等でボウフラが発生しないような抑制をすとか、そういったような対応もしているところですが、やはり一時的な効果というのは煙霧とかミストの消毒というのはそれなりの効果があるということで、昨年もタイヤのついた消毒機械等を導入してご指導していただいているというような内容になってございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 工場等が多い団地における特別な手当はありますか。

○環境対策課長（佐藤和則君） 特にそれに特化した補助とかは、現時点では制度としてはございませんけれども、そういった公衆衛生上、先ほど申し上げました消毒機械や薬品等で対応できる部分については相談に乗らせていただいて、できる範囲で対応はさせていただきたいと

考えてございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 千葉伸孝委員。

○委員（千葉伸孝君） 衛生組合にはいろいろな仕事があるということなんですが、とりあえず課長に先ほど聞いた中で人数は77人という数字が出てきましたが、今後、新しい団地が出てきたときに、その人数というのはふえていくのか。その辺ちょっとはっきりしていなかったのので、その辺はふえているのか。それとも、77人の中でやっていくのか。その辺をもう一度最後にお聞きします。

あとは、商工団地の中でやっぱりなかなか震災に遭って水産会社をやめるというような形の方も何件かありまして、そういった方たちの場所というのは、廃業された後、どうしても汚水が冷蔵庫から流れたりして、その部分にハエとか害虫が寄るような形があるので、そういった部分も地域に任せるのはなかなか難しいと私は思っているんです。衛生費ということで前期、後期として何千円という形でもらっている中で、地域の衛生員の方が消毒したりするというような状況があるんですけども、なかなか地域もこれから減って行って高齢化が進む中で、なかなか厳しい状況が衛生にもあると思います。

そして、ごみ処理の件も今課長が話していましたが、うちの地区では、ごみの集積場所には各班の班長さんたちが立って、とりあえず最終的な分別をしていくと。衛生組合長さんは、その中にはかかわらないで地域の班でもっとやっていくというような体制をとっています。

そして、衛生組合員の会員の皆様も、やっぱり以前よりは仕事が減っているというような形で、10人登録していても働くのは5人ぐらいしかないというような、消毒に関してはほとんど何か用途が減っているのかなと。まして、先ほどから言っているとおり、新しく住宅を建てたところには、基本的には消毒はしないという。昔の家々だったら全部消毒はしますけれども、この近辺の新しく住宅、職住分離ということで、高台に建てたところにはそういった作業をしなくてもいいと。そして、外構設備も全部きれいになっていると。そういった中で、今後、衛生組合の形というのも変わっていくかなと思うんですけども、その辺、何点かお聞きしましたけれども、最後にお答えください。

○委員長（後藤伸太郎君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤和則君） 組合長さんの人数でございますが、最終的には行政区の数と合致するものと考えてございますが、現在は過渡期ということで捉えてございます。

地域的に特殊性がございまして、そのような悪臭の苦情だったりそういったのが発生してい

るといふももちろん把握はしてございますが、一義的には、例えば、沼田の団地であれば加工組合等がございまして、そういった方々と協議を申し上げながら地域住民の方々に余り苦情にならないような指導等を保健所とあわせて今後とも対応はしていきたいと考えてございます。

それから、生活様式が変わって衛生組合自体の業務も変わっていくんだろうとは、委員さんご指摘の通りだと思っております。それが今どのような形になるのかというのはちょっと予想できないところではあります、従前からの入谷地区だったり歌津の高区だったりとかという部分では、従前どおり需要もございまして、組合連合会もございまして、そういった中で協議を重ねながら取り組んでまいりたい、どういう形になっていくのかというのは見きわめていきたいと思っております。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑ございますか。倉橋誠司委員。

○委員（倉橋誠司君） 2番倉橋です。

87ページの真ん中あたりですけれども、13節委託料の中に除雪業務委託料というのがございます。28万円の分なんですけれども、この冬、数十年に一度という感じの大雪で、たしか去年の12月27日だったと思うんですが、私は石巻から南三陸町に戻るのにもう3時間以上かかってしまってちょっと酷い目に遭った経験があります。ちょっとまだ町内の除雪車がどんな体制になっているのか、町内に何台あって、あるいは町外との広域の連携でどんな感じで対応できるのか。それと、予防措置として天気予報なんか見ながら事前に融雪剤をまくといった体制はどんな感じで対応できるのか。そういった除雪対策についてもう少し詳しくお聞きしたいなと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤和則君） 私から、この科目の除雪業務の内容について最初に説明させていただきます。

29年度は、クリーンセンターの45号線の入り口からクリーンセンターの上の部分までの除雪作業を4回ほど、やはり雪が多かったので実施しております。30年度につきましては、8日間の4時間程度の除雪作業ということで予算を積算させていただいております。

融雪剤、あとは町全体の除雪については建設課長より説明させます。

○委員長（後藤伸太郎君） さきの科目で説明があるなら、そのことをお伝えしてください。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 大変申しわけありませんが、7款の土木費で同じ項目が出てまいり

ますので、そこで詳細については申し上げたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） よろしいですか。ほかにございますか。菅原辰雄委員。

○委員（菅原辰雄君） 私は、87ページの清掃総務費の中で、委託料としてリサイクルセンター整備構想とありますけれども、どのような構想をもって、どの場所にどういう、そういう説明をお願いいたしたいと思います。

あとは、クリーンセンターの事務室、以前は一部組合ということで建物そのものを使用しておりました。現在は委託していて、今はそちらの会社でいろいろ管理、その辺ももろもろ含めて担っていると思うんですけれども、要は従業員が従来よりずっと少なく、職員が少なく、施設が大き過ぎるんじゃないのかな、持て余すんじゃないのかなと、そんな思いもしますけれども、管理状況とその辺もお伺いいたします。

また、衛生センターですけれども、ちよくちよくこういうふうに施設の整理点検は行っておりますけれども、かなり年月がたっておりますので、そのうちに大規模な修理等が必要になってくるかと思うんですけれども、その辺の見通しをお伺いいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤和則君） 3点ほどのご質問と含めましてお答えさせていただきます。

まずもって、リサイクルセンター（仮称）でございますが、基本構想というのは、ご存じのとおり昭和50年代に建築しましたクリーンセンターでございますが、先行して煙突はちょっと剥離してコンクリート片が落ちる危険があるということで、今年度対応させていただいておりますが、建屋自体も相当老朽化が進んでいるということでございまして、現在、そのころからの廃棄物の投入ピットを使いまして、町内のごみ全体を集めて、そこから専用のトラックでごみを毎日、気仙沼市の焼却場に搬出していただいているという機能を現在も持っておりますし、また一部でベルトコンベヤーを使いまして瓶缶類の分別作業等も建物の中で行っているような状況でございますが、大分年数が経過しているということで相当傷みも激しいということ。

また、平成になってから後ろにバックヤードといいますか資源物の分別の施設も建てておりまして、それらとあわせて解体等の費用というのがなかなか捻出できないということもございまして、そういった新しい施設に更新することによって、うまく国の補助事業等を使って新たな機能もつけ加えた施設整備を今後検討する必要があるんじゃないかということで、プラント設備や環境保全だったり、あとは概算事業費だったり最新の技術だったり、これらの中長期に町の廃棄物の量等を捉えまして、どういった方向性がいいのかというのを検討する

構想を策定したいということでございます。

事務室の管理につきましては、現在、運転管理を委託している事業者さんの事務員が1名、事務室の中で重量測定だったり手数料の周知を行っていただいているということで、他の部屋、会議室等につきましては従前からの資料倉庫に現在は使われているという状況になってございます。

それから、衛生センターでございますが、今年度も修繕をメインとした増額の予算を立てさせていただいたんですが、ご指摘のとおり、こちらも60年代に建てた施設でございますので老朽化も激しいと。ただ、まだまだ手入れをすれば使えるという担当レベルの判断でございまして、今年度、数百万円かけまして施設全体の精密機能検査を行わせていただきたいと思いますと考えてございます。その結果によって、四、五年にわたって計画的な修繕を行うことによって向こう10年程度延命できないかと。具体的な数字はちょっとまだわからないんですが、そういった延命措置を図ろうということで、来年度以降に簡単にそういったご相談を申し上げたいと考えて現在いるところでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 菅原辰雄委員。

○委員（菅原辰雄君） わかりました。施設の老朽化ということは、じゃああそのトラックスケールから始め……。今、ああいうトラックスケールはなかなかないので、もっと簡単にいくので、それらも含めていろいろやっていく。これから計画を立てて、どのようなものかとかそういうを含めて、わかりました。ベルトコンベヤーとか、あとはクレーンとか、たびたび予算として上がっています。

働く環境とすれば、そういうごみ処理ですからにおいは仕方がないものとは認識はしますが、あそこに投入口からごみを捨てる時結構なおいもするし、環境としては褒められた環境ではないかと、そういう認識を持っていました。以前も、災害直後は放射性物質の焼却灰をあれするテントをつくったり、さまざまなことをやってまいりました。そして、あとはバックヤードで瓶缶類の分別とか、あの辺もなかなか、いろいろごみ捨てが終わって、今後は車を洗うにしても、洗い場にしてもこれ何とかならないのかなとか、あとはテントみたいなものもあって随分気にかけていましたけれども、ようやくそれらも改善するための一歩であるということの認識でよろしいのか。

あとは、事務室、今、当時の会議室とかいろいろありますけれども、あれは倉庫として活用しているということで、逆に言うと、あそこに事務員1人を置いて、あとの作業員の方は裏にいますけれども、あれだけの管理も馬鹿にならないのかなと思ったんですけれども、倉庫

として使っているというのであれば、町である一定程度の管理ということでございますよね。わかりました。

あとは衛生センターです。以前のようにし尿処理も以前よりは減少していると思うんですけども、毎日毎日の作業ですので、あれもなかなか普段、我々が行ってみることもできないような状況なので、こうした予算とか決算の折で状況を確認するのが精いっぱいぐらいなもので、はたまた行ってみたってこれはわかるものじゃないんですけども、我々としてもそういう施設に対してはいろいろな思いを持っていますので、思いというか住民生活にとって必要不可欠なものですから、できるだけ長くもつようにそういう手入れとかやっていくべきだという認識であります。

大まかにはわかりましたけれども、一步ですけれども、この先、難しいかと思うんですけども、この基本構想を策定して大体の目安、まだ基本構想策定ですけれども、今の環境対策課長とすればイメージとしてもし描けるのであれば、その辺もお示しいただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤和則君） センターのイメージということでございますが、実は焼却に関しては焼却炉を持っていないということで気仙沼市さんに委託している状況がずっと続いているわけですけれども、気仙沼市さんの焼却施設等につきましても同様に老朽化が進んでいるということがございまして、それらも気仙沼市さんのほうでも今後の計画等がまた出てくるかと思えます。それらの影響も勘案しながら施設整備等については検討していかなくちゃならないのかなということで、現段階ではなかなか微妙なのかなという担当としては思っております。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑ございますか。及川幸子委員。

○委員（及川幸子君） 及川です。4点ほどお伺いします。

まず、83ページ、予防費です。8節の報償費の中の予防費から講師謝金で、去年は26万4,000円、ことしは43万2,000円となっております。ふえることは、やはりそれだけ行事活発化、予防に力を入れているんだなということは伺えますけれども、その中で、活発にすることはいいんですけども、人が集まらないのではないかなという懸念がされるんですけども、その辺は前年度やってみていかがだったのかお聞かせください。

それから、84ページです。

19負担金補助及び交付金の中で、石巻日赤、それから市の夜間急患センター運営費助成金が

ありますけれども、これに加えて、現在、気仙沼の市立病院も新しくなっておりますけれども、わかる範囲でよろしいです。日赤に行く方、それから夜間急患センター、それから気仙沼市立病院、大きな病院に行く場合の、わかっている範囲でいいですので、パーセント、どのような推移をしているのかお伺いいたします。

それから、85ページの環境衛生費の中の15工事請負費、照明LED化工事、歌津中学校750万円の工事請負が入っておりますけれども、この工事をすることによって夜間の照明は使えるものなのか。というのは、平成の森の野球場、冬場は芝を守るために使われていません。そうした中で、町内の子供たちが野球を練習したいということで、平成の森はなかなか使えない、そういうときに夜間練習するところが欲しいという声も大分あります。こんなもので、この中学校照明をつければ夜間練習などできるのかどうか、お伺いいたします。

それから、母子衛生費の中で20の扶助費、特定不妊治療費助成は2件受け付けがあったということで、利用されるということで大変ありがたいことだと思っております。さらに、その上の負担金補助及び交付金の中の新生児聴覚検査助成金56万円、1人8,000円ということで、これも出産されたお母さんたちが早期発見できるということで大変ありがたく思っております。

最後に、89ページの塵芥処理費の中で、18備品購入費、機械器具費は、説明の中でバイオガス液肥ということなんですけれども、今、液肥を町内で12個を使われる状況になっておりますけれども、この設備機能をつけた場合、今までどおり農家の皆さんが自由に使えるような備品なのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（菅原辰雄君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時10分 再開

○委員長（菅原辰雄君） 再開いたします。休憩前に引き続き4款衛生費の質疑を続けます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 私から最初に2点ほど答弁を申し上げます。

始めに、講師の謝金の関係でございますが、内容といたしましては健康づくりの講演会でありますとか食育の講演会、それから保健推進委員さんに対する研修会等を想定してございます。研修会につきましては、講師先生に失礼のないようにそれなりの人数も集めて有意義な研修にしたいと考えておりますので、まず民生委員さんでありますとか行政区長さんであり

ますとか、そうした方々に連絡を申し上げながら広く一般町民の方々にも周知して行っているところがございます。また、同ケアセンターで行う場合には、金曜日に病院の外来の診療科が多い日等もありますので、そういった曜日のことも勘案して行ったりとか、あと民生委員さん、推進委員さんの会議にあわせて行うなど、いろいろな配慮はしているつもりでございますので、なお今後もせつかくの研修、そういった講演でございますので多くの人に聞いていただくような努力はしてまいりたいと思います。

次に、救急救命センター、それから夜間急患センターの件でございますが、基本的にすみ分けとして、夜間急患センターは症状の軽い方と申しますか急患を扱うようなイメージで、救急救命センターにつきましては命にかかわるような事例の場合はそちらということで、よって救急救命センターには救急車で搬送でありますとか、それから他の病院からの搬送といったことも考えられます。

28年度の実績といたしまして、南三陸町民が利用した救急救命センターの数は679名になっております。月平均にすると大体五十六、七名というところがございます。このうちの8割の方が自家用車で来院されるということでありまして、残りの2割が救急車による搬送というデータが手元がございます。

なお、救急搬送については、直接救急車で搬送される方、他の病院からいらっしゃる方の合計で今数字が手元にあります。日赤に確認をすれば、調べれば数字としては出せるといった数字であるので、今後そういった分析まで可能であればそういった数字も提供を求めていきたいと思っております。

ですので、救急車による搬送、他の病院からの搬送ということで2割という数字は押さえてあります。ですが、その2割がどこの病院からか、直接救急車で搬送かといった数字は手元にありません。日赤さんでも確認したところ、調べればそういった数字も今後提供できるという状況でございますので、よろしくご理解お願いいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤和則君） それでは、私から85ページの照明LED工事と89ページの備品購入費の関係で回答申し上げます。

照明LED工事は、歌津中学校の備蓄倉庫と体育館周辺の防犯灯の電球LED化を図るということでございますので、誤解のないようにしていただきたいと思っております。

それから、89ページの備品購入費ですけれども、これは昨年度補正予算でもお認めいただきまして、昨年度から整備を始めているんですが、せつかく町民の皆さんに生ごみの分別収集

にご協力をいただいているということで、それから消化液という形で最終的に残った液肥の利用を実感していただくとか普及していきたいということで、あらかじめ液肥のタンクを寄贈されているものが50基ほどあるんですが、その架台、要するに乗せる台です。風等でも転倒しないような台を作成する備品購入費ということでございまして、年間5台程度ずつ整備して、希望する衛生組合とか行政区に配付して液肥を家庭菜園等で使っていただけないかというようなことで現在要綱等を整備中でございまして、具体的に来年度から動き出したというようなことで計画しているものでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 及川幸子委員。

○委員（及川幸子君） それでは、最初に、講師謝金のことはわかりました。ただ、各委員さん方が集まったときなどを利用して講演等をやっているということなんですけれども、この講師謝金のほかにもいろいろな講演などを行っているんですけれども、集まりが悪いという声が聞かれるんです。だから、この場面だけではなくて相当の町としていろいろな講演会などを行っていると思うんですけれども、その辺をもっと検討して、人が集まるような方法でやっていただけると非常に、謝金なども払っているんで効果が出るのかなと思われまので、その辺を今後とも努力させていただきたいと思えます。

それから、次のページの緊急時の病院先です。ただいまの報告でわかりました。もう一つ、気仙沼、今、三陸道が延伸しております。今までですと道路状況は石巻のほうがいいから救急車も速いほうということで石巻に行っているのかなと思われますけれども、気仙沼市立病院も新しくバイパス沿いにできました。そういうことからして、今後ですけれども、伸びとうか救急搬送が気仙沼にどの程度行っているのかということも、この次にも伺いますので、その辺も分析をお願いいたします。

それから、中学校の防犯灯ということで、体育館あたりは何となく防犯灯ですからぼやっということ野球をするような照明ではないということがわかりました。ということは、今、中学校には夜間照明はないんですね。今度、松原にも運動場ができます。そうした場合、そういうところには夜間照明がつくのかどうか。平成の森も芝の管理で立派な甲子園からと同じ土を使って立派な球場なんですけれども、立派な芝をやっているんで冬は使われないという不便さがあります。それを解消するためにどうしたらいいかなんていうことをどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

○委員長（後藤伸太郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） 歌津中学校の校庭の夜間照明ということでございますけれども、

多いか少ないかは別としてついております。ですので、あと貸し出しもしておりますので、生涯学習課事業になりますけれども、もしお使いになりたいという野球チームがいらっしゃれば、ぜひ生涯学習課をお訪ねいただけますようにアドバイスいただければと思っております。

○委員長（後藤伸太郎君） 及川幸子委員。

○委員（及川幸子君） それでは、生涯学習課は本庁に来なければだめだというようなものなのか、貸し出しは支所でもできるのかどうか。

そしてまた、85ページ、先ほど話すのを忘れましたけれども、済みません、次のページです。89ページのバイオガス液肥です。50基ということで、これは既存のものに台をつけて使いやすくしているということで大変ありがたいことです。地域住民がそうして液肥を使って還元してこういうものを使っているということは農作物にとってもいいし、農家の人たちにも大変利便性がよく使われているものと思われましますけれども、ただいまお伺いしました5基ずつ設置するという事なので、ぜひ、それを続けてやっていただきたいと思えます。

その辺の今後、支所かどうかということだけお伺いいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 学校施設の開放の利用については、生涯学習課で受け付けております。ただ、利用団体がたくさん、38団体現在おまして、それぞれ曜日、体育館とそれから校庭という利用が今スケジュールも入っておりますので、その辺、事前にご連絡いただければ調整が必要なのかどうか、利用できるかどうかの調整が必要になってくるかと思えますので、お問い合わせいただければと思えます。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。及川幸子委員。

○委員（及川幸子君） 済みません。私は、歌津の支所でも、いちいち本庁に来なくてもそういうことができるのか、例えば、入谷の人が志津川本庁にまで来なきゃならないとか、歌津から志津川本庁に来なきゃならない、そういう手続をするのに来なきゃならないのかということをお伺いしているわけですので、各支所でできるのかどうか、お伺いします。

○委員長（後藤伸太郎君） 衛生費の質疑ですので、簡明にお願いいたします。生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） どうしても申込用紙というのはあるんですけれども、ただ出すだけでは現在利用が各曜日で決まっていますので、それで簡単にすぐ利用というわけにはできないという状況がありますので、生涯学習課で集約していますからお問い合わせいただきたいということでもあります。

○委員長（後藤伸太郎君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） 病院で三陸道の事業効果ということで搬送先別の患者数を把握してございますので、平成28年の南三陸消防署管内の搬送件数を申し上げます。南三陸病院の分が203件、それから気仙沼市立病院と本吉病院が25件、石巻赤十字病院が121件、これが南三陸消防署でございます。それと、歌津出張所は南三陸病院が76件、気仙沼市立と本吉病院が69件、石巻赤十字病院が18件、総じて歌津地区は気仙沼市立に患者さんが多く行かれて、南三陸の分は石巻が多いという傾向でございます。以上です。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑ございますか。今野雄紀委員。

○委員（今野雄紀君） 今野です。

ページ数85ページ、委託料、狂犬病予防注射委託料について伺いたいと思います。

昨年と同額の予算計上ですが、昨今聞いたところの犬とか猫の飼育の動向というか、少なくなっているというたしかどこかで答弁あったんですが、その動向を1点伺いたいと思います。

2つ目、同じく85ページ、狂犬病の下なんですけれども、放射能濃度測定器返還運搬委託料16万円とあるんですが、昨年はたしか点検で28万円計上になっていたんですが、モニタリングポストというか測定器返還ということは、町内で全然なくなるのか、それとも新たに付けかわるのか、そのところを伺いたいと思います。

最後、同じ85ページ、工事請負費、再生可能エネルギーの設置工事とあります。これ説明では太陽光ということですが、どれぐらいの面積の工事なのか伺いたいと思います。あと、それと関連なんですけれども、今後、再生可能エネルギーを導入、当町はこれまでもペレット、地中熱、いろいろ導入してきましていましたが、導入予定のエネルギーがありましたら伺いたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤和則君） 順番にお答えいたします。

犬の登録の状況でございますが、ご指摘のとおり人口減に伴いまして犬の飼養数も減少しているということでございます。それで、予防注射の来年度の予定も420頭とほぼ同額を計上しているところですが、飼養数は五百二十何頭まで減ってきているという動向でございます。猫の飼養数についてはもちろん把握できるものではございませんが、一部で野良猫化して苦情になっているようなケースもございまして、数自体がどのような動向をたどっているかまではちょっと、繁殖期に子猫の捨て猫等が昨年も毎年のように起きているような状況になっ

てございます。

それから、放射能濃度計でございますが、委員のお話にもありましたとおり、毎年、この機器の更新調整をしていただかなくちゃならないということで、30万円弱の費用がかかっているような状況でございます。それで、今年度、ほぼ依頼される件数もないということでございます。それで、県に返還したいということで精密機器の移送に係る経費をこじ計上させていただいたということでございます。

ただ、ちょっとはつきり把握しているわけではございませんが、水産物の測定等の濃度計はまだ町にありますし、返したからといって測定ができないということじゃなくて、保健福祉事務所での協力等も継続的に行っていただけるということでございますので、今回、お返ししたいということでございます。

それから、再生可能エネルギーの工事に係る、これはベイサイドアリーナの太陽光設備が台風で被害を受けまして、42枚中20枚が破損してしまったということで修繕を行うということでございますが、1枚当たりの平米数がちょっとわかりませんので、10分の10の補助事業で事業費2,200万円ほどで行った事業ということでございます。

それから、今後、町の再生可能エネルギーの導入予定ということでございますが、現在、バイオガス事業等、あとはそれに絡めてバイオガス事業等、ペレットの木質バイオマスの事業が実施できるか模索中というか、しているところでございますが、現時点で新たな再生可能エネルギーの導入の予定等はございません。

○委員長（後藤伸太郎君） 今野雄紀委員。

○委員（今野雄紀君） 1点目、犬猫等の登録等その他に関してはわかったんですけども、昨今、ペットに関して環境省から先月下旬だったんですけども、人とペットの災害対策ガイドラインという災害時におけるいろいろなガイドラインが改定されたみたいですけども、こういったこともあるので、今後、防災対策として避難所等では人が当然最優先なんですよけれども、熊本等の例いろいろあって、ペットを連れての避難等もいろいろ状況が変わってきているみたいですので、今後、こういった指針をもとに何か対策等を考えるのかどうか伺いたいと思います。

あと、2点目の濃度測定器なんですけど、もう一度確認したいのは、当町ではそうすると以前あったモニタリングポストという、どこかあるらしいと聞いたんですけども、それがゼロになるのか、そこのところを伺いたい。そして、先ほどの課長の答弁ですと、調べるときは別途というんですが、震災後、よくガイガーカウンターというんですけど、何かそういつ

た濃度を調べるやつも携帯っぽい感じであったんですが、そういったやつの貸し出し等とかどうなのか、もし調べるモニタリングポストがなくなった場合、その点、再度伺いたいと思います。

あと、再生可能エネルギーなんですけれども、ただいま課長の答弁があったようにバイオガス、ペレット等による木質バイオの事業なんだろうけれども、私が昨今聞いている話というか、平成28年度から2年間、環境省から風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業というのを県が受託して、風力発電の導入促進に向けたゾーニングマップ作成調査を進めているということを知ったので、そこで当町の該当する部分が、導入可能エリア、配慮・調整エリア、保護優先・地形障害エリア、3段階あるようでして、1番導入可能エリアの中に1カ所は田東山の近く、もう1カ所は翁倉山の近くが指定というか、そういったことで大丈夫だよという調査の結果が出たみたいなんですけど、そういった調査に関して、当町では打診とかなんかあったのか、そこを伺いたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 危機管理課長。

○危機管理調整監（村田保幸君） ペットの件とガイガーカウンターにつきましては、危機管理課の範疇でもございますので、私が答弁させていただきます。

ペットの災害時の避難に関しましては、委員おっしゃったとおり、ことしガイドラインが示されております。私も細部まで把握しておりませんが、ペットについては準備の段階から飼い主の責任においてゲージとかシート、トイレとかそういうところも含めて、準備の段階からそういう準備をして、飼い主の責任において避難するというのがガイドラインで示されていると思われました。私もペットを飼っておりますが、まさしくそのとおりじゃないかなと思います。この件につきましては、今後、防災計画にも愛玩動物の項目がございますので、そのところで載せるような方向で検討していかなければと思います。

あと、ガイガーカウンターにつきましては、危機管理課で一応器材は、ガイガーカウンター自体は被災した人員とか被服についている放射能の量とかそういうのを測定する器材でございます。それについては原子力の器材として県から借り受けておりますが、これについては貸し出しとかはちょっといたしかねるところでございますが、教育等で機会があれば持って行って紹介するとかそういうところは可能でございますので、今後、活用していければと思います。以上でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤和則君） 予算の中で、私が説明させていただいた放射能の測定器につき

ましては、簡易測定ということで食品等の放射能を測定するものでございます。モニタリングポストにつきましては、従前どおり設置されているものと思っております。

それから、補足でございますが、災害時におけるペットの救護対策ガイドラインにつきましては、私も勉強不足でわからなかったんですが、東日本大震災後、平成25年に環境省で策定されたガイドラインということで、それでその後、熊本地震等の被害等を受けて見直しの検討に入っているという情報までは私も知っているんですが、ちなみに地域防災計画でも当課が所管ということで197ページに家庭動物のペットの収容対策等については記載がございまして、ペットも災害時には飼い主の責任で一緒に逃げるようにというような内容のものになっているという認識でございます。

それから、最後の再生可能エネルギー、委員ご指摘につきましてはちょっと詳しく説明させていただきますが、宮城県では、委員もおっしゃいましたが、国のエネルギー基本計画にのっとりまして再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、環境省から風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業という事業を受託しまして、洋上風力発電を含め風力発電の導入促進に向けたゾーニングマップ作成調査という事業を2カ年にわたって行ったということでございます。

その調査結果につきまして、県内二十数カ所、可能性が有りますという地区が選定されまして、当町においては田東山から貞任山に係る周辺の一部、それから戸倉といいますか町境に近いんですが、翁倉山の北川、横山峠に至るエリアの2カ所に可能性が有りますということで調査結果がまとまったということで、導入エリアの調査結果を公表したいんですが、その場合の課題等について意見を求められたということでございます。

このエリア選定に当たって、県は、みずから行ったか専門の業者に委託したかは存じ上げませんが、社会的制約だったり法的制約、環境的制約、地形的制約等を十二分に検討されたものであるということで、町としてはそれを尊重し、特に意見を付すことはいたしませんでした。そういったことで、うちの町としてはそういった、風況というらしいですけども、風の勢いがいいところがありますということの行政情報と捉えまして、特にそれに意見を付すことをしなかったということでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 今野雄紀委員。

○委員（今野雄紀君） 1点目の災害時の避難なんですけれども、できればというか、ペットを連れての避難訓練等も、特定じゃなくてそういう方もできますということであると、今後、そういった指針に対して十分理解していただけるんじゃないかと思っておりますので、そのとこ

ろを確認させていただきたいと思います。

あと、放射能の測定の件なんですけれども、食品を検査する器械ということでわかりました。いずれにしろ、私はこういった測定装置がなくなるということは、しっかりもう今福島でも大分帰還なさっているみたいですが、安全性が確認されたのかなという思いだったものですから確認させていただいたんですけれども、今後、こういった安全確認はどのような形でしていくのか、再度伺いたいと思います。

最後、再生可能エネルギーなんですけれども、私もこういった件、本当は再生可能エネルギーですのでいいことだなという思いはするんですが、何分、地理的なものを、たしか横山峠のところは風力が強いというのはわかるんですけれども、翁倉山はイヌワシの生息という状況でもあるんですから、そこを考えると考えられなかったのかなという町に対する思いがあるものですから、普通の天然記念動物でしたら、陸上の動物だったら余りそのエリアを外せばいいのかもしれませんが、イヌワシに関しては、多分、行動範囲というかテリトリーがかなり広いと思います。そういった意味合いも兼ねて隣接する登米市と石巻市は、あえて何かそのエリアを外してもらったという話も聞いているものですから、当町としてもそのようにできなかったのかななんて、そういう少し残念な思いもするもので、今後、もし導入するとなった場合には本当に建てれるのかどうか、それともゾーニングの区分の見直しを検討してもらいたい気持ちはあるのかどうか、確認させていただきたいと思います。

ちなみに、この前の新聞にも載ったんですけれども、日本自然保護協会の参事という方が、こういった自然エネルギーにより失われる野生動物の生息地ということで小さな記事が載っていました。温暖化対策をうたって再生可能エネルギーである太陽光、風力、地熱発電の建設が全国で進んでいる。そういう中で、風力に関してもそうなんですけれども、結局、鳥が何か好んで向かうとか、そういう習性があるということで好ましくないという思いを持っていることが書いてありました。

ちなみに、イヌワシのことも書いてあって、イヌワシの子育てのうまくいく率が1980年代の現在3分の1ぐらいになっているということです。それで、餌の野ウサギが減ったのが決定的な原因ということなんですけれども、そのほかいろいろ危惧されているような記事があります。そこで、行政による審査も、何かイヌワシのために餌をとる狩り場がなくなったら別のところを用意すればいいんじゃないかという理屈も出ているみたいなので、今後、当町においてイヌワシとか、どういうあれで見ているのか、課長ならずとも別の人でもいいんですけれども、確認させていただきたいと思います。

イヌワシに関してはもう1件だけ、風力発電と、庄内町にいっぱい風力発電がありますけれども、そういった関連もあって導入されたら大変、大変という意味じゃないんですけども、そういう思いもあります。

あともう1点は、近々、最近できた北上町のにっこりサンパークの公園に広く飛び立つとかそういった理由でイヌワシの何か像ができたということです。そういった近隣の流れもある中で、今回の風力発電のゾーニングマップの件に関して、最後に見直してもらえるような検討ができるのかどうか、伺っておきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 危機管理課長。

○危機管理調整監（村田保幸君） まず、ペットを連れた避難訓練についてですが、これにつきましてやはり避難する側、受け入れる側につきましても考えなければならない今後事項となってくると思います。ですので、今後の検討課題として検討していきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤和則君） 放射能の検査につきましては、もちろん震災直後はございましたが、ここ数年は基準を上回るようなそういった測定に該当するような野菜等は、現時点では確認されておられません。ほぼほぼ安全なのだろうという認識は持っておりますが、ただ山菜等、あとは野菜のキノコ等で若干基準を上回る数値が県内では出ているということで、県もきちんとそういった情報等を提供しているという中で判断していければということも考えてございます。

それから、再生可能エネルギーに関しまして、県への意見ということでございますが、ゾーニングマップにつきましてはあくまでも可能性ということで、当町のエリアにつきましても委員ご懸念のように貴重な動物等が生息しているということもマップにはきちんと記載されてございます。本エリアの南には翁倉山があつて、イヌワシの繁殖地としての天然記念物エリア指定されているということで、これは石巻と登米市にまたがる部分でございますが、そういった記載がございまして、計画段階というか事業の検討段階ではそのような猛禽類と動植物に配慮するよう、留意するようというようただし書き等もされている中で、我々行政としては、猛禽類の生態その他科学的知見を持ち合わせてございませんので、県が専門家を通じて調査した結果を尊重して何も意見を付さなかったということでございまして、決して風力発電を導入しようとかそういった構想を持っているものでもございませんので、その辺はご懸念のないようにというか。

それで、現在、先日まで宮城県では意見を広く公表して、県民の皆さんから意見をいただい

ているということで、その作業が終わりましたらどういった形で公表されるということになってございます。それらも踏まえますし、県でも、これは現段階でのゾーニングマップであって、今後、変更等も十分あるということでございますので、それらを踏まえた形で当町でどのような対応ができるのか検討してみたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 今野雄紀委員。

○委員（今野雄紀君） じゃあ、最後の再生可能エネルギーの部分に関して、最後1点だけ確認させていただきます。

ただいま課長の答弁を詳しくいただきました。それで、確認の1点なんですけれども、ゾーニングされている土地というか、それは町の土地なのか個人の土地のあたりなのか、その点を確認お願いします。何せ聞こえる話によると、導入に意欲のある方の土地という話も聞けていますので、最後そこだけ確認させていただいて終わりとさせていただきます。

○委員長（後藤伸太郎君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤和則君） 私有地も町有地もあるように思いますが、そのような情報もございませんし、全くそういったことは我々としては情報として持ち合わせてございません。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑ございますか。佐藤正明委員。

○委員（佐藤正明君） 直球勝負で1問だけですか、質問したいと思います。

ページ86なんですけれども、環境衛生費の中で浄化槽設置業務の補助金ということで、2,100万円ほどあるんですが、この件について何基ぐらいを予定しているのか伺いたと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） この款の浄化槽設置事業費補助金につきましては、被災されていない一般の方への浄化槽設置に対する補助金でございます。30年度は29年度と同額で40基で計上してございます。29年度の実績見込みでは29基、2,048万8,000円ほどとなっております。以上でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 佐藤正明委員。

○委員（佐藤正明君） わかりました。

これは一般の浄化槽という形でございますが、今、市街地ですか、大分建物が建ってくると、今後ますます建ってくる可能性で、そこも下水がないものですから浄化槽対応となってくると。そういう中で、工業的な浄化槽が入ってくる形でございますけれども、大分皆さん、人槽の大きさにびっくりして管理とか許可をもらうのに苦労しているようでございます。その中で、少し浄化槽管理補助金を出すのは町を通してですが、町と県と、建築確認を出すとき

には県でございますので、指定関係を詳細的な形でもう少しあらわせば期間が短縮できるんじゃないかなと思います。

それと、あと浄化槽をつくった後には水を流さなきゃならないと、そういう関係でやはり水は高いところから低いところに流すという形ですが、国道沿いの工場とか建物は国道の排水には流されないというようなことを言われて、大分そこへ配置になった方は苦労しているようでございますが、その辺のやつ、町としてせっかく高台をつくっても工場も建てられない、またさらに浄化槽を入れても排水が計画されないとますます経費が加算されて、坪単価も大分高くなってくるような可能性でございますので、その辺、少しお国さんと協議してもらえればいいんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今、初めて聞いているんですが、基本的には道路につけた側溝は路面排水に対応しているものでございまして、大きさとか構造についてはその他家屋から流入する部分については配慮されていないということでありますので、基本は多分難しいんだろうと考えています。

○委員長（後藤伸太郎君） 佐藤正明委員。

○委員（佐藤正明君） そうなんですけれども、やはり国道沿いの方たちは、何ていうんですか、大分、別に自分で今度側溝をつけていかなきゃならないという形も出てくる形です。そのような関係上、やはり何か行政が動いていただければ雨水ならず浄化槽の排水ぐらいまではどうなのか、その辺、お願いしたいなと思いますが。

○委員長（後藤伸太郎君） 復興推進課長。

○復興事業推進課長（男澤知樹君） 志津川市街地の関係です。当然に国道45号と今ご質問の件につきましては、当課はこれまで協議をしてまいりました。その結果、国道からの回答は前段、建設課長が申したとおりの回答でございました。国道沿いに仮換地指定をされた方に対しましては、町として国道の側溝に排水が流せないんですという話は、仮換地のときにそういう頑張っって何とかという話はしたんですけども、ものは国道のもので勝手になかなかできないので、協議はしたんですけども、なかなか難しいというお話も仮換地指定のときにはお話を丁寧にさせていただいております。

ただ、結果として実際工事をするとき委員ご指摘のとおり、その分、結局、排水の延長が長くなるとか側溝を設けなきゃいけないということで具体の工事、施工の段階でそういう話が出るのもわからなくはないとは思っております。

本件につきましては、当課としてもこれまで何度も国道さんと協議を重ねてきたということ
はまず申し伝えさせていただきたいというのが1点と、あと、ただ今後につきまして町とし
てもこういう声があるんだということは国道にもしっかりと伝えさせていただきたい
と思っております。

○委員長（後藤伸太郎君） よろしいですか。佐藤正明委員。

○委員（佐藤正明君） それでは、一応、町でそれなりにまたさらに国道に働きかけて、あと
換地を受けた方が排水の距離が長いというときは、幾らかでもやはり地権者の方に援助をせ
ざるを得ないのかなと思うんですが、その辺、最後にお聞きして終わりたいと思いますが。

○委員長（後藤伸太郎君） 復興推進課長。

○復興事業推進課長（男澤知樹君） 助成の関係でございますが、本件、当課、委員もとくにご
承知のとおり、被災市街地復興土地区画整理事業、復興交付金を活用して整備を進めており
ます。上物の整備に関しまして、復興交付金のそういったメニューがあるかどうかという点
につきましては、現状において明確なものはないというのが1つでございます。そういった
部分の今後の志津川市街地の復興に向けた1つの施策としてということであれば、これはま
た単費とか別の財源をしっかりと、それも含めて検討した結果でしかなかお答えができ
ないということなのかなとは思っております。

ただ、町としては志津川市街地のにぎわいづくりの方策、手段の1つとしてどういうもの
があるかということについては、当然に考えていかなければいけないという中の1つとしてご
意見を頂戴するということかなと思っております。以上でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤伸太郎君） なければ、4款衛生費の質疑を終わります。

次に5款農林水産業費91ページから107ページまでの細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） それでは、5款の農林水産業費について細部説明をさせていた
だきます。

最初に、1項農業費でございますが、農業費全体についてですが、29年度と対比しますと、
マイナス3,300万円ほどと率にして24.6%となっております。震災関連の農地復旧あるいは施
設整備等が一段落したことからマイナスの要因となっております。

それでは、91ページの1目の農業委員会費ですが、29年度対比しますとマイナスの2万
5,000円と、ほぼ前年度並みの予算額となっております。農業委員等の報酬のほか、委員会の

運営経費等を計上してございます。皆様ご承知のとおり農業委員会につきましては、ことし7月19日で県委員の任期が満了し改選期となりますが、新しい農業委員会制度のもと、新しい委員9名、農地利用最適化推進員4名、合わせて13名の新体制へ移行を予定しているものでございます。

次に、93ページになります。

2目の農業総務費です。関係職員の人件費等の所要額を計上してございます。29年度と対比しますと690万円ほどの増となっております。増額の要因は、プロパー職員が1名増となることによるものでございます。

次に、94ページの3目農業振興費でございますが、指定管理施設の管理委託料のほか、農業振興全般にかかわる所要額を計上しております。29年度と対比しますとマイナスの2,700万円ほど、率にしますとマイナス51.2%となっております。大きくマイナスになる要因につきましては、29年度に菊のハウス整備の支援として1,910万円補助したこと、それと被災した農地の土壌改良事業も終盤になりまして対象面積が減少したことで670万円ほどの減となったものでございます。主な事業といたしましては、歳入で計上しておりました中山間地域の交流、農村の活性化を支援する事業、中山間ルネッサンス事業を活用し、94ページの下段の里山交流促進勉強会運営費、具体的には里山として位置づけております入谷地区の交流促進の核となるひころの里を中心とした住民参画の在り方を検討する事業や、95ページの上段に記載の無農薬・減農薬米の普及拡大を図る事業、それと認定農業者のレベルアップを図るための研修事業を計画しております。

次に、96ページの4目畜産業費でございますが、29年度と対比しますと約110万円の減となっております。減額の要因につきましては、汚染牧草、ほだ木の先行処理業務を29年度に計上したことによるものでございます。13節の委託料につきましては、29年度の先行処理分の放射能濃度測定など経過観察用の測定をするための費用を計上してございます。先行処理の状況により問題がないと判断されれば、400ベクレル以下の牧草等につきまして30年度の補正対応で措置したいと考えております。

次に、5目の農業農村整備費でございます。農地、農業施設等農村集落を支援する事業に要する所要額を計上しております。29年度と対比しますと1,166万5,000円の減となっております。減額の要因につきましては、29年度におきましてはひころの里ふれあい広場の整備予算を29年度に計上したということによるものでございます。主な事業でございますが、97ページ下段、19節の中山間地域直接支払交付金、多面的機能支払交付金におきまして、30年度は

それぞれ1地区ふえる見込みで増額計上してございます。

次に、98ページにまいりまして、2項の林業費でございます。最初に、林業費全体についてですが、29年度と対比しますとプラスの2,854万円、率にして30%の増となっております。1目の林業総務費につきましては、主に職員の人件費等の所要額を計上しております。

次に、99ページの2目の林業振興費でございますが、町有林の素材生産を含む林業振興全般にかかわる所要の経費を計上しております。29年度と対比しますと、プラスの2,854万6,000円、率にして34.1%の増となっております。主なものは森林計画に基づきます素材生産代行委託料として5,460万円、29年度と対比しますとプラスの3,850万円と、増額の要因となっております。30年度の素材生産の施行場所につきましては、入大船を中心とし、街道方地区で54年から64年生の杉、面積は19.54ヘクタールの収入間伐を予定しております。そのほかに100ページの中段になりますが、南三陸材利用促進事業費といたしまして昨年度と同様の70件3,500万円の補助の計上をしてございます。

次に、3目の林道費でございます。100ページ下段の林道費につきましては、林道の維持管理等に係る所要額を計上しております。29年度と対比しますとマイナスの100万円となっております。

次に、101ページからになります。

水産業費でございます。3項水産業費、最初に水産業費全体についてですが、29年度と対比しますとプラスの3億3,300万円ほどとなっております。主に漁港建設費が増額となったことによるものでございます。

1目の水産業総務費につきましては、漁港係を含めました職員の人件費のほか、102ページ上段の28節繰出金の漁業集落排水事業会計の繰出金を計上しております。

次に、102ページの2目の水産業振興費でございます。水産業振興全般にかかわる所要額を計上しております。29年度と対比しますとプラスの1,940万円ほど、率にしますとプラスの50%となっております。増額の要因につきましては、103ページの15節工事請負費におきまして、28年度に完了しました旭ヶ浦から水産加工団地までの塩水供給設備にかかわる自家発電設備を整備するため1,200万円計上したほか、19節の負担金補助及び交付金におきまして、漁協の歌津支所、志津川支所の両支所へアワビの稚貝放流事業にかかわる稚貝購入補助金として600万円を計上したことによるものでございます。アワビの稚貝放流につきましては、県の種苗施設が被災しまして平成27年度にアワビ稚貝生産能力100万個の施設が完成し、今年度から放流が本格化したところでございます。29年度、今年度につきましては、歌津支所が20

万個、志津川支所が10万個の放流を行いました。費用の全てが国の支援で無償で配付されたものでございます。30年度につきましては、いまだ水揚げが本格化していないということで全体の40%が国の支援、60%が受益者負担の予定が示されておりまして、30年度につきましても同数の合計で30万個を計画してございますので、受益者負担分となる18万個分の2分の1を支援するものでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（田中 剛君） 引き続き、3目漁港管理費、町が管理いたします19漁港の維持管理費です。予算額3,356万6,000円、対前年度4,202万9,000円、率にして56%の減です。減額の主な要因は、13節委託料、町が管理いたします漁港施設の長寿命化計画を策定するための漁港施設等機能保全計画策定業務委託料が3,500万円の減、104ページ、19節負担金補助及び交付金、県が管理いたします漁港施設の長寿命化計画策定業務が終了したため、その負担金が673万5,000円の減です。

引き続きまして、4目漁港建設費、予算額14億4,389万1,000円、対前年度3億6,042万3,000円、率にして33%の増です。増額の主な理由は、海岸防潮堤建設工事が本格的に始まることによる13節委託料、現場施工管理等の工事発注者支援業務委託料が970万円の増、15節工事請負費、海岸防潮堤設置工事が2億4,600万円の増となっております。

○委員長（後藤伸太郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 引き続き、105ページ、5目のさけます資源維持対策費でございます。29年度と対比しますとプラスの7万7,000円と、ほぼ29年度並みの予算となっております。小森・水尻両ふ化場の管理運営費及びシロザケの稚魚の飼育管理に要する所要額を計上しております。

次に、105ページ、106ページになります。

海洋資源開発推進費でございます。全体的に29年度と対比しますとプラスの483万1,000円、率にしてプラスの85.2%となっております。ネイチャーセンターの準備室におけます海洋資源の調査研究に要する費用のほか、30年度につきましては、ラムサール条約登録に要する所要額、KODOMOラムサールの開催経費を見込んだ関係上、予算が増額となっております。ラムサール条約に向けた作業といたしましては、現在、環境省におきましてラムサール事務局に提出する書類の調整中でございますが、今後、国の中央環境審議会に諮問し、官報で告示、そして条約事務局に正式に通報されますと、ことし10月21日から開催予定の締結国会議、アラブ首長国連邦のドバイで開催予定ですが、そこにて登録となる予定で現在作業を進めて

いるところでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○委員長（後藤伸太郎君） 暫時休憩といたします。再開は2時30分といたします。

午後2時09分 休憩

午後2時30分 再開

○委員長（後藤伸太郎君） 再開いたします。

休憩前に、担当課長による細部説明が終わっておりますので、これより5款農林水産業費の質疑に入ります。山内孝樹委員。

○委員（山内孝樹君） それでは、92、93ページに及び93ページの19節負担金補助及び交付金ということで、農業者年金加入者協議会補助金は昨年度より若干増額されておりますが、若干です、先ほど課長から農業委員会の改選期に当たっての状況をお示しされていただきましたが、公募の状況はいかがなものかと、また戻りますが、農業者年金の受給及び加入の状況をお示ししていただきたいと思います。

また、95ページにいきますと負担金、県の補助金等が次ページ、そして97ページまでありますが、対象の先ほど中山間地域においては交付金に当たっては2地区の交付金をしているということでしたが、南三陸町でのいろいろな補助金に係る組織、団体といますか、どのくらいあるのか、わからないかな。もし、それがわからなかったらそれは結構ですので、農業者年金の受給・加入者。

それから、ここで1つ、委員長、いいですね、ちょっと戻りますが、私、26ページにある農林水産業費の県の補助金の中で、人・農地問題解決加速化支援事業補助金という5万円計上されている農林水産業費の科目で確認してみたんですけども、ちょっと出てきていないんです。この内容というか、どういうものなのかをお伺いしたいと思います。

それから、まだ委員長、大丈夫ですね。

○委員長（後藤伸太郎君） どうぞ。

○委員（山内孝樹君） 次に、林業費であります。99ページ、13節委託料、そして100ページ、19節負担金補助及び交付金という中で、以前にも伺った経緯があるんですが、部分林、その際に伺った時点では600抜けたヘクタール、面積というお答えをいただいております。それから10年近くにもなるので、部分林の伐採期が来まして伐採期をもう迎えているはずが、どのくらい伐採を迎えて終了の時期に入って伐採をされたかを伺いたいと思います。

実は、私も認識不足だったんですが、南三陸町になる前の旧歌津町の条例の中にも、もちろん南三陸町のなんですが、部分林契約の存続期間というのが50年を超えることができないというのが旧歌津町の条例でありました。南三陸町の条例によりますと、杉及び松林35年、ヒノキ40年という文言で存続期間を示されております。ということは、かなり10年も近い以前に伺ってから、震災後、歌津地区でも部分林等伐採した経緯があるものですから、その点につきましてお伺いしたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 全部で大きく分ければ4件ですか。

まず最初に、農業委員会の募集の状況ということなんですが、農業委員会の委員の募集につきましては、ことしの1月22日から1カ月間、まず募集を開始いたしました。1カ月間の間に定数に満たなかったということで、さらに1カ月間、募集期間を延長しております。1回目の延長で期間が3月20日、間もなく来週の火曜日が募集期間ですが、昨日現在では、農業委員の定数9名に対しまして、応募者数が9名、農地最適化推進委員が各地区1名ずつの4名のうち3名の応募状況となっております。

ただ、こここのところを担当にお話を聞いていますと、まだ応募用紙の記載方法を教えてくれとか、そういった問い合わせがあるようですので、農業委員につきましては定数以上の数になるのかなと見込んでおります。

次に、農業者年金の状況でございます。28年度末の状況ですが、被保険者数が12名、受給者数が171名となっております。被保険者数につきましては、今のような農業情勢の中でなかなか加入者があられないということで、1年に1人プラスになるかどうかといったような状況でございます。

それと、人・農地問題解決という事業なんですが、人・農地プランという策定を国から義務づけられておりまして、それが無い地区につきましては農地中間管理機構の農地の集約の入ってくる協力金とかのお金があるんですが、その対象にならないということで、人・農地プラン作成のための事務経費を補助してくれるという中身のものがございます。

あと、部分林につきましては、契約の終了する年数があるんですが、震災で全てが流出してしまったということで、実際に森林法に載ってございます分収林につきましては、志津川地区で79契約の約400ヘクタール、歌津地区では30契約の約110ヘクタールという面積になっております。その周期について契約書も全て流されておまして、なかなか整理がつかないというのが現状でございます。

この分収林は今も各地区から問い合わせがあつて、まずは用地の確認から入るんですが、なかなかその当時植えた方々も山に入ることができない世代にもうすっかりなつておりまして、境界のくいの確認から非常にてこずっているという状況等、なかなか地域、組合が望む、要は利益がなかなか出ないということで、今年度も1件不調に終わっているという厳しい状況になっています。

森林環境税が31年度から譲与税として町に入ってきますが、そのときに私有林の作業を促進させるという観点の性質のものなんです、そのときに分収林の一定の方向性も今後検討していかなければならないのかなと現在のところ考えてございます。

○委員長（後藤伸太郎君） よろしいですか。農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 失礼いたしました。済みません、ちょっとお待ちください。

中山間等の組織の状況でございますが、中山間地域の交付金につきましては、11集落、3つの個人協定でなつてございます。多面的機能につきましては、現在は18地区ですか、それにプラス1個で19地区の予算を30年度で見込んでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 山内孝樹委員。

○委員（山内孝樹君） 農業委員会、農業者年金、実は連ねて伺いましたのは、私らもう農繁期を迎える時期に来たわけですけども、かなり後継者の問題がございまして、年金の推移と申しますか受給者、加入者ということでお伺いしました。それに伴つて、その組織は今お示ししていただいたとおりということで、私どもも四苦八苦している状況なので、遊休地をこれ以上広げないということでお伺いしたわけでございます。

それから、1つ戻りますが、人・農地、昨年度はこれ記載されていなかったです。ですから私もこれを拡大解釈しまして、問題解決加速化支援事業ということで、震災後、例えば、境界が明確にわからなかった場合のそれに対するものではないかなという勝手な解釈をしたもので、確認を兼ねてお伺いさせていただきました。

それから、部分林であります、そうなりますと震災後に伐採をした地区もございました。また戻りますが、35年という南三陸町の条例に載っております35年の契約期間で果たして、面積にもよりますけれども、収入間伐、全伐です、収入に値する樹齢ではないという解釈をしていたわけなんです。そこで、35年を延長する段階があつたかと思うんですが、どのようなものなんでしょうか。言っている意味はわかりますか。

35年には、例えば、歌津地区がどうのこうのじゃなくて、50年伐期であれば、50年であれば何がしかの皆さんの財産に値する金額が出てくるのではないかと、面積にもよりますけれど

も、そういう意味合いで、35年ではちょっと短過ぎるのではないかということで延長契約をしてこられたのかなというまた勝手な解釈をしておりました。それで、今残っている団体ですか、お答えしていただきましたが、そういうのはどのような内容でしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 簡単に答えますと、いずれ契約書がないので正式な契約年月日がわからない状態になっています。なかなか地域の要望に応えるぐらいの金額が出てこないのは樹齢に達していないということではなくて、やはりこの間、山の管理をなかなかさせていないということで、林業家さんがどうしても安く見積もってしまうことから、入札が不調になったりとかそういった状況になっていますと。

年数の更新も含めてなんですけれども、今後、一定の整理をしなければならないだろうという時期もそろそろ来ているのかなと思っていますので、そこは年数の部分をどこの年数に持っていくかも含めてなんです。現在、契約として残っている分収林組合との契約行為を1組合ずつ詰めていかなければならない状況かと思えます。ただ、それも組合で当時植えた方々と現在の方々との考え方の差が各地域でも結構多くて、なかなかまとまり切れないのかなという懸念はありますけれども、いずれ、そういう整理をする時期に来ていることは間違いありませんので、今後、検討させていただきたいなと思えます。

○委員長（後藤伸太郎君） 山内孝樹委員。

○委員（山内孝樹君） 南三陸町が誕生しました平成17年に、それで、私がそれ以降に聞いたんですけれども、600をちょっと満たない面積があると。私が聞いた段階では、何団体かは時期を迎えまして伐採をされたところがあるのではないかという考えを持っていました。ただ、平成17年といいますと、これはもう条例であるからして結構なんです。35年の樹齢で伐期を迎えても大変難しい、収入にも値しなくなるのではないかということでお伺いしたんです。今言ったように同じことを繰り返しますけれども、伐期を延長して再契約といいますか再更新しているのではないかなという思いもありまして、お伺いしたわけでありまして。

ただ、あともう一つなんです。例えば、部分林の地区で、これも震災によってと言われればそれまでなんです。解散等をした、私はまだ部分林を持っている地区の1人です。そういう地区はあったのか、ないのか。震災後、そういう確認はしていませんか。これは最後です。

○委員長（後藤伸太郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） どの時点で解散というかあれなんです。分収林を伐採したと

ころは残念ながら解散している状態になっています。町に返したいという組合も実は数件はございます。いわゆる解散して町にそのままお返ししたいというところもありますが、町ではそれを今ちょっと待っていただいています。今、なかなか返されても、こちらも施業に非常に困る状況ですので、そういった部分も含めて、今後、分収林そのものの契約の考え方を整理しなければならないと思っていますところでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 山内孝樹委員。

○委員（山内孝樹君） 失礼。1回オーバーしてしまう。了解を得たので。

困るというのはどういうことなのか。

それから、1つ確認です。F S C国際認証、飛びますけれども、かなり私も国際認証、国際認証と言っていましたけれども、この認証を取得するまでにはかなり厳しいことを確認させていただきました。この部分林には各地区の管理なさっている方々はF S Cの取得をされたところはありませんよね。ないですね。

困るということで、なぜ困るか。それを最後に。

○委員長（後藤伸太郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 表現がちょっと余りにも唐突過ぎる表現で申しわけなかったんですが、一定の管理をなされた山林でありましたら、町としても継続的に施業して、一定の伐期を迎えたときに伐採するとかしていいんですけれども、どうも中身が非常に今施業してもというところの分収林も結構多いようでございまして、そういった観点からなかなか、ただ受けても非常に困るという表現を使わせていただきました。

ただ、いずれ、そう言いながらもF S Cの拡大を図るためにも、F S Cは相続の問題も調査しますので、所有者権者そのものがなかなか分収林組合が相続という部分になってくるとそれまではどこもやっていないわけでして、そういった部分までF S Cの対象林に拡大していくことになれば、町として受けて面積を拡大していくといったような取り組みにもつながるのかなと思っていますので、まるっきりこれからは受けませんよというんじゃなくて、そういったものの整理しつつ、返していただく仕組みづくりをやっていきたいと思っています。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかにございますか。千葉伸孝委員。

○委員（千葉伸孝君） 4番です。

前者に続き、分収林という言葉が出てきたので、どこで私が今困っている契約の山ということで会員から相談を受け、今後どうしたらいいかということでいろいろな情報を集めているんですが、なかなかその辺がよくわからなくて、できれば課長から教えていただきたいんで

すけれども、私の仲間でも2人ぐらいが精算してお金をもらったと、その時点で契約というのは解散になっていると思うんです。大体2つの契約、会に参加していた人がやめたということで十数万円という形を配分していただいたと。多分、それは森林を残したか残さないかじゃなくて、積み立てていたお金を多分分けたとかそういった契約の皆さんで集まって合意のもとに分けたような感じだと思うんです。

そして、震災直後に多くの人たちが町を離れたり、あと亡くなったりして、そういった環境の中で会員が15人ぐらいいて、亡くなった、町から離れた、分収林どうなるんだという人たちの声を聞いたときに、うちの契約の会長に聞きに行ったら、ことしからとにかくそれに手をつけるんだと。入谷の製材会社に頼んでその木がどんな形だか、どんな形で売れるのか、プラスマイナスゼロなのか、その辺も含めて調査して契約の人たちに伝えるという話でしたので、その辺が課長の今の答弁だとなかなか難しいみたいなことを言っていたと思うんです。だから、その辺が、例えば、今まで育ててきた木が売れないと、ましてマイナスでお金出し渋るんだと、こういったこともあるのか、その辺も含めてお聞きしたいと思います。

あとは、106ページの13委託料、ラムサールの中で130万円というお金があります。調査委託料、そして補助委託料、そしてその下に映像作成委託料ですか、あと一番最後に19の補助及び交付金の中で町村会議負担金があるんですけれども、2万円ですか、これはラムサール条約の認定を受けなくてもこの条約に対してこういった負担金が発生しているのか。あと、13節の委託料の中で、3項目の中に130万円ということで、果たして10月の認証に向けて130万円だけで認証を得るための町の活動として、予算的にこれで間に合うのか。その辺をお聞きします。あとは、町長の予算の説明の中にもKODOMOラムサール条約、私は課長から簡単に内容は聞きましたが、まだわからない方がいるので、できればその辺詳しく教えてください。

○委員長（後藤伸太郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 分収林の関係でございますけれども、伐採して契約を解除することもできますし、再契約することもできるということでございます。それと、分収林を伐採して、かえって手出しをする場合もなきにしもあらずです。今のところというか、私も今年度しかわからないんですが、いわゆる地域に入ってくるお金の目算がなかなか地域が思っているのと合わないということで入札の不調になっている地区がございますので、非常に目算とはちょっと厳しい状況にはなっています。

それと、ラムサールの登録の関係で、107ページの負担金につきましては、ちょっと中身は

わかりませんが、ラムサール湿地登録したところの連絡、情報交換をするための会議の負担金ということでございますので、登録しないところはこの部分になるのかなと思います。

それと、ラムサールの登録に要する費用といえますか、全体的には海洋資源開発推進費で今年度1,050万円ほどの予算がございますけれども、KODOMOラムサールに要する費用が330万円弱でございます。ラムサールに直接ドバイでの活動も含みますと、そちらで454万円ほどということで、ラムサール関連、KODOMOラムサールも含めると大体800万円弱といったような費用にこの中ではなっています。ただ、それが项目的に非常に報償費から旅費から多岐にわたっておりますので、そこはご理解いただきたいなと思います。

それと、ラムサール条約のPR映像作成につきましては、今申し上げた金額ではラムサール登録のためのという部分はございますが、この映像につきましてはKODOMOラムサール等でも使用する予定になっております。

○委員長（後藤伸太郎君） 千葉伸孝委員。

○委員（千葉伸孝君） 分収林にしては町でも管理というか、そこに携わっているということなので、今後、やっぱり南三陸町の志津川地区においても結構たくさんの契約があって、その中でどうしたらいいかということ悩んでいる契約会もあると思うので、その辺は町でもかかわってある程度分収林の管理に関してもわかっていると思うので、町でもそういった契約会にこういった形でやっているんですよということはやっぱり伝えていったりとか、解決策、その辺も含めてやっていくことが私は必要だと思います。その辺をぜひ。

今、聞いたのには77契約会みたいな形の分収林があるということなので、私、そうすると私の友達2人、その他3つしかわからないと。ほかの、例えば、この77から3つ引くと74、74の団体の人たちは志津川地区にいっぱいいて、例えば、契約の会長をしていた人がもし亡くなって、もし南三陸町から出て行ったら、その人たちというのは契約自体ももう津波と一緒に全部流されたという意識でいると私は思うんです。今まで、前者も言った35年という期間の中で、その期間ずっと自分たちの契約を守って山に入って枝払いをしてやってきた人たちに何も残らないというのは余りにも寂しくて、そこでやってきたことが何のプラスにもならないというのは、契約会の人たちにもとってもすごくマイナスだと思うんです。

だから、この問題に関しては、高齢の方がたくさん多くて亡くなっていったり病気で倒れて寝たきりになったり、そういった高齢者が私の身の周りにはたくさんいます。だから、そういった人たちのことも考えれば、復興10年間というんだったら10年目をめどにある程度その辺も役場として取り組む必要があると思います。

あと、先ほどの町村会議負担金に関しては情報交換、この辺はやっぱりしていかないと、ほかのラムサール条約を結んだ団体がどのような活動で最終的に認定を受けたかと、その辺の情報を確認していきながら町としての戦略を練るということも必要なもので、そういう意味ではこれはわかりました。

あと、ラムサールに関しては、契約締結時にドバイに行ったりとかいろいろありますが、今後10月の認定を得た場合には町からも行ったりとかする中で、予算というのはもうラムサール条約を決定に持っていくんだという意識がやっぱり予算に入っていると私は思うので、これは本当にいいことだと思います。

そして、その中でKODOMOラムサール、今、課長から説明がなかったんですけども、ラムサール条約を結んだ地域の子供たちとの交流ということで私は聞きましたが、ラムサール条約を結んだ地域の人たち、地域、それが何個あって大体何人ぐらいを町に呼び込んで子供たちの交流、これからの町とラムサール条約を結んだ自治体との交流をつなげていくのか、その辺も大切な部分だと思うので、その辺わかっていたら教えてください。

○委員長（後藤伸太郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 分収林の関係につきましては、先ほど山内委員からも質問ございましたけれども、いずれ整理するときに来ていると。特に、森林環境譲与税につきましては、私有林の施業促進という意味合いが非常に強いということで、町が管理できるということになりますので、そうしますと分収林を置き去りにすることはまずできないということもありますので、今後、関係者と分収林の有り方も含めて、町としてどういう方向性がいいのか検討していかなければならないというのは今置かれている状況でございます。

それと、ラムサールの関係でございますけれども、国内で湿地登録が50カ所ございます。50全ての状況でKODOMOラムサールに対象となる活動かどうかというのはちょっとわかりかねますけれども、そもそも50の湿地登録しているそこで賢明な利用でありますとか、そういった意味合いで交流学习活動を行っている子供の環境学習を行っている団体を町に呼んで、町が新たに、もしも登録になれば、新たな湿地としての登録した意味合いを子供たちにちゃんと説明するのとあわせて、これから永続的に町そのものの環境学習に取り組む子供たちをあわせて育成していきたいというのが今回のKODOMOラムサールの主たる目的でございます。あわせて、子供だけじゃなく今の計画段階では最終日には子供も交えて大人向けのシンポジウムも経費の中に組み込まれておりますのでご理解いただければと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 千葉伸孝委員。

○委員（千葉伸孝君） 分収林に関しては、会員が高齢化になっています。その辺も加味しながら町で進めていってもらいたいと思います。

あと、ラムサール条約の関連する箇所が50カ所、そういった地区もたくさんあるんでしたらやっぱり南三陸町の交流人口ということを行っていますので、そういった関係でも深く今後つながっていけば全部が1回じゃなくて何件かずつ回って、今度は自分からも行くというような交流がないと、なかなか人の新たな流れが生まれないと思うので、その辺、町でしっかり取り組んでももらいたいと思います。

私は、ラムサール条約を最初に知ったときに、細浦地区の説明会に行きました。確かに、そのときに行ったときに、役場職員が3人と、行っていたのが私を含めてもう1人、2人だけでした。漁民の方はそこまでラムサールの必要性とか湿地を守るとか、あと藻場を守るとか、そういったことに関しては自然にあるものだから環境を維持していこうということには、当たり前にあるという感覚で震災前まではあったと思うんです。

そして、私も志津川地区にあって志津川地区のあまもの生息地には、もう海水の食物連鎖を私はよく知っています。もう小さい小魚が集まり、そこに大きい魚が集まり、アナゴが集まり、エビやイカ、あとカニが集まり、すごいそこには食物連鎖になって、やっぱりそこから育っていった魚が海洋で大きくなって漁民の人たちの漁獲、水揚げにつながっていると思うんです。

だから、漁民の人たちもこの間、同僚議員も言っていたんですけども、ラムサール条約はやっぱり漁民の人たちと一緒に、行政、町でも言っていたんですけども、ラムサール条約の必要性を漁民の人たちとやっぱり話すことも必要だし、あとカキを考えた場合に山のミネラルが海に入って、それがカキの餌になるとか、もう全ての循環がこれから、佐藤 仁町長がよくうちの南三陸町の手と自然を守る形がそこにあると思うんです。だから、漁民の人たちも、当然あるものじゃなくて皆さんで守っていくことをしないと長期的な水産業の水揚げの維持に私はつながらないと思うので、その辺も積極的に、来なくても1回、2回と重ねていくと情熱が伝わって、どんな話をしているんだろうなと来てくれると思うんです。だから、そんなことも含めて、こういった取り組む面がそこにはあると思うんですが、その辺最後に、何点か聞きましたけれども、お答えください。

○委員長（後藤伸太郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 今まで仙台から授かってきた藻場環境が今のラムサール登録に向けた動きにつながってきていると。ただ、この意識を今の大人の方々は当然、漁業をやっ

ている方ですと漁業者中心に磯焼けの問題とかそういった必要性は十分認識しているんですが、子供の代になりますとなかなかその部分がこれから先どうなんだろうという不安感もありますことから、今回は子供についてスポットを当てつつ、町の環境のノウハウを有する人材を少しでも育てていこうというのが今回のKODOMOラムサールの狙いでもございます。

漁業者につきましては、両支所の運営委員会で改めて説明させていただいた際も、一つの一定の理解を得られてはおりますけれども、ラムサールという名前を使ったブランドと申しますか差別化と申しますか、そういったものにも取り組んでほしいという要望も受けておりますので、生産活動に少しでも結びつくような活動も含めて今後検討していきたいと思っております。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかにございますか。倉橋誠司委員。

○委員（倉橋誠司君） 2番倉橋です。

99ページなんですが、12節役務費、フォレストック管理登録手数料、それともうちょっと下に下がって同じくフォレストック認定定時モニタリング委託料、ちょっとこのフォレストックというカタカナの意味がわからなくて私なりに調べてみたんですが、どうも造語のようでフォレスト、森です。それとストック、在庫とかという意味ですけども、要は森林保全をしようじゃないかという何か一般社団法人フォレストック協会とかいう協会があると調べてみたんですけども、これが12節役務費として管理登録手数料とあります。何かサービスを受けるとのことだと思んですけども、下にはモニタリング委託料ということになっていまして、何かどこかで定点観測のようなことを30年度から新たに登録して始めるということ想像しているんですけども、そんなことで正しいのかどうか、それをお聞きしたいというのが1点目です。

次に、100ページの右の説明のあたり、ちょうど真ん中あたりになるんですが、南三陸材利用促進事業補助金3,500万円、それとその後、木質バイオマスエネルギー利活用推進協議会交付金252万円、一応これ数字あるんですけども、例えば、これは平成20年度、実際どんな感じでこういった補助金なり交付金を使用した、活用されたのか、そういった事例がありましたら、平成29年度でいいのでちょっと教えてほしいなと思います。

それと、あとちょっとまた先ほどの前委員の言っていたラムサール条約に関係するんですけども、105ページ、一番下に9節で旅費352万7,000円、これは金額が大きいので多分これはドバイに皆さん何人か代表して、町長も先頭に立って行かれるんじゃないかなと思うんです

けれども、これは何人ぐらいの使節団といいますかメンバーで何回行く必要があるのか。1回で済むのか、あるいは事前に、例えば、課長がちょっと下ならしに行かれるのかとか、何かそういったステップを踏んで行かれるのか、回数等、人数等、できれば教えてほしいなと思います。以上です。

○委員長（後藤伸太郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 1点目のフォレストストックの関係なんですけど、このところ例年予算化しておりますけれども、二酸化炭素の吸収量の調査をするための調査費用であるということでご理解をいただければと思います。

それと、南三陸材とバイオマスの関係でございますけれども、南三陸材を新築住宅へ使ったときのボリュームによって補助金を交付するというものでございます。例年、今年度も70件ほどの部分で申請が来てございまして、金額はまだ3,500万円までは到達しないんですが、このところ、例年それぐらいで新規住宅は少しペースが落ちてくるのかなと思っているんですが、なかなか落ちてこなくて、南三陸材利用の補助金も30年度も70件分をマックスで50万円でするので最大限で予算計上したところでございます。

それと、木質バイオマスエネルギーの利活用の関係でございますけれども、いわゆるペレットストーブの導入補助金でございます。県の補助金もございまして、町で今年度も7台ほど、現在、補助金の決定をされているところでございまして、最大で町が25万円ということで10台見込んで250万円の予算計上をしております。2万円については勤務関係事務費でございます。

それと、ラムサールの関係でございますが、旅費でございますが、予算額で105ページ、9節の旅費で352万7,000円ほど見ておりますが、ドバイの関係につきましては、このうち239万円ほど見込んでございます。10月21日からという締結国会議の情報が来ておりますけれども、そこに一応3名分の旅費を見込んでございます。町長は行くことになると思いますが、ほか2名についてはこれから誰が行くかという分を検討しなければならないなと思っています。あちらでの締結会議中は町のプレゼンテーションもございまして、先ほど来出てきているビデオとか使って英語で会場内でプレゼンを行う作業もありますし、締結になる、登録になれば認定書も向こうの現地で交付式があるということもございますので、3名体制で臨みたいなと思っております。

○委員長（後藤伸太郎君） ドバイは1回ですか。

○農林水産課長（及川 明君） はい、1回です。

○委員長（後藤伸太郎君） 倉橋誠司委員。

○委員（倉橋誠司君） ありがとうございます。

ちょっと確認させていただきたいところがあるんですけども、ペレットストーブ、25万円掛ける10台、ペレットストーブを例えば、町民の方がご家庭に入れられたら25万円が交付されると、ストーブ代にしては結構高いかなと思うんですけども、そんな感じなんですか、相場的に。ちょっと私、ペレットストーブを持っていないので市場価格がよくわからないんですけども、それほど高級なストーブなのかなと今疑問に思ったのが1つ。

それから、ドバイ、実際、実質的には239万円が3人と、航空券代あるいはホテル代とかもあるかと思えます。1人当たりの単純計算するとどうでしょう、70万円ぐらいですか。これはちょっと旅費規定とか私は知らないんですけども、町長なんかはもちろんビジネスクラスとかファーストクラスとか乗っていかれるんだらうなどは想像しますが、そんなところ1人当たりやっぱり70万円ぐらいかかると、七、八十万円かかるというようなことでよろしいですか。

○委員長（後藤伸太郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） ペレットストーブの関係でございますけれども、宮城県でまず補助した残りの部分を上限25万円以内で2分の1以内で補助するというもので、ペレットストーブは1つ当たり、メーカーにもよりますけれども、60万円から80万円ぐらいするものでございまして、そういった中で県の助成を受けて、県は2分の1以内でマックス10万円という形になっていますので、その残った部分について町のかさ上げの部分で補助をしているものでございます。

それと、ドバイの関係ですけれども、ちょっと詳細な資料を持っていないんですけども、1週間程度の行程で現在のところ考えておりまして、飛行機のクラス等はちょっと存じ上げませんが、それほど町長と職員が行く部分は違うクラスというのはないとは思いますが、3名同じような状況かと思えます。

○委員長（後藤伸太郎君） 倉橋誠司委員。

○委員（倉橋誠司君） どうもありがとうございます。

先ほど、前委員も言っていましたけれども、こうやってラムサール条約関係、予算が具体化されていますので、意気込みは私も感じておりますので、ぜひいい仕事をしてドバイでの成功をお祈りいたします。ありがとうございました。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかにございますか。今野雄紀委員。

○委員（今野雄紀君） 96ページ、畜産業費13節委託料、汚染牧草処理について伺いたいと思います。

何か聞くところによると、さきの補正でもあったんですけども、近々試験の処理をするということを聞きました。22日以降ということだったんですけども、今回、この予算は試験するやつとは別なのかどうか。そして、汚染牧草の処理の委託料はどの部分なのか伺いたいと思います。

そして、あわせて今回、3トンの1%で金額は60万円なんですけど、こういった使われ方をするのか。あわせて、全部を処理するとなると全部で幾らぐらいかかるのか、現時点でおわかりでしたら。

あと、もう1点は、今回、すき込みという方法みたいですが、それは必要な面積はどれぐらいなのか。さきのあれでも言ったんですけども、何か検討しているところは1カ所で処理できるのでそこという指定だったんですけど、それが1カ所じゃなきゃダメなのか、例えば、分散して処理することは可能なのか、その点を確認。

あと、最後の確認なんですけども、処理の方法として必ずすき込みでやらなきゃいけないのか、もしくは別の方法があると思うんですけども、そういったやつは検討というか、県とかなんかの指導があってこれこれこういう方法だとあるのかというか、その辺も確認をお願いしたいと思います。

あと、2点目なんですけども、また似たような質問で102ページ、水産業振興費13節委託料、放射能測定業務ということなんですけど、測定結果は順調なのか、その点。

そして、あわせて風評の影響というか、そういったやつは現在、例えば、ホヤなんかあるんですけども、水揚げの売上等に対するそういった影響があるのかどうか、その点を伺いたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） まず、1点目の汚染牧草等の処理の関係でございますが、処理につきましては29年度予算、いわゆる土壌あるいは持っていく牧草の放射線量測定をしてすき込むまでが29年度予算で対応してございます。それと30年度の60万円の予算につきましては、あくまでもすき込んだ後の土壌、牧草並びに流域の水質調査の検査のみの費用でございます。

全処理するために必要な面積ということでございますが、今回の先行処理につきましても投入量を変えて試験処理をすると、その結果がどうであるのかというのを調べますので、今現

時点でこれぐらいという部分は言えるぐらいまだないということでございますが、ただ最大の部分の試験で可能であるならば、大盤平の面積を有していれば何とか大丈夫なのではないかと考えてございます。

それと、普通な処理の方法ということでございますが、処理についてはいろいろ報道等でもございますとおり、焼却あるいは今回の当町のような土壌へのすき込み、それと堆肥に混ぜ込むとかして発酵処理するという方法もあるようですけれども、町内に持っている方はいるんですが、なかなか自分のところの堆肥生産、堆肥処理をしているところにほかの汚染された廃棄物を投入してというのはなかなか理解が得られなかったということで、残されたものが今回の土壌のすき込みというものでございます。

それと、分散が可能かということなんですが、当然、分散しても可能かと思えます。可能なんですが、それだけ経費もまた高くなるということも考えられます。いろいろ機械を運搬しなければならぬということもありますので、経費がかさむだろうと思えます。

ただ、全体の予算については、まだ実はこれからでございます。今回の試験処理でどの程度まで10アール当たり投入量が適正であるかという見込みを立てた上で処理の方法を具体的に詰めていかなければなりませんので、具体の検討はこれからでございます。

それと、水産関係の放射能の測定の関係ですが、昨年あたりからのデータしか私は見ていないんですけれども、今のところ、当町の一番に上がったものを毎日検査しておりますが、検出されたものはございません。ただ、風評被害という部分も、ホヤにつきましては特定の国において風評被害等があるようでございますが、それ以外、輸出関連という部分が少ないがゆえに風評的な被害で物が安くなっているとかそういった影響は、当町においてはないうございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 今野雄紀委員。

○委員（今野雄紀君） じゃあ、改めて伺いたいんですけれども、すき込みに必要な面積ということで今聞いたんですが、すき込む量を調整して、例えば、ぱらっとすれば広く必要でしょうし、ある程度密にすれば少なくて済むんでしょうが、それでお聞きしたいのは、例えば、県とかどこか国なりの指針というのはあるんですか。例えば、1ヘクタールなり1平方なりに幾らぐらいという、今後出るのかもしれないんですけれども、現時点であるのかどうか。その点確認。

あとは、1カ所で処理しなければいけないのかという部分に対しては、分散でも大丈夫という答弁をいただきましたけれども、処理する経費というのは町の単費の負担なのか、それと

も国なりどこかの補助が来て、それで処理が可能なのか。その点、確認1点。

あと最後なんですけれども、処理の方法ということで焼却、堆肥に混ぜるという課長答弁ありましたけれども、よく放射能の件だとコンクリートとかで、ただ300トンという数字なのでどうなのか。コンクリートで固めるという方法もあるらしいんですけれども、そういったことなんかも検討できないのか。以上。

あと、水産業振興費の関係ですけれども、順調にということで、改めてもう一度風評に関して伺いたいんですけれども、ある特定の国等に対する制限があつて、それに対して水揚げ等のある程度の制約という、水揚げができないとか減っている部分とかは影響しているのかどうか、最後に伺いたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 牧草の散布量なんです、国の指針等では10アール当たり2トンという指針は示されておりますが、ただそのものについては土壤に含まれる放射能の部分を一定量考慮した部分でございまして、土壤そのものに含まれている放射性物質の量がどれぐらいかによって変わってくるということでございます。ある自治体では、3トンあるいは4トンとやっているところもあります。それはあくまでも試験処理としてです。当町におきましても、2トンの区画と4トンの区画がございまして、それも実際の現地の土壤のベクレル数を勘案して計算式ではじき出してマックス6ベクレル程度というところで調整しながらやりますので、一般的にただ10アールに2トンということでは私はないと思います。そういう数字では示されていますが、土壤に含まれている部分がどれぐらいかによってばらつきもありますので、そこは現地で改めて調査をした上で投入量を決めるような形になろうかと思っております。

それと、処理費でございまして、これは国庫補助金で賄われる事業でございまして、補助金とすれば2分の1の補助金という状況です。残りの2分の1につきましては交付税で町に入ってくるというもので、実質は100%国で処理費を見るというものでございます。

それと、コンクリートで固めるという、牧草をコンクリートで固めてどうなるんだという気はしますが、コンクリートの部分に一定の汚染廃棄物が残ってしまいますので、一時的にコンクリートで固めて外に出さないという考え方はできると思いますが、永続的にこれからそのコンクリートを今度はどうするのかという問題は残ると思っておりますので、まずは土壤に固着するという性質を生かしてすき込むのが効率的なのかなと思います。

あと、放射能の関係で水揚げの制約がなされておりますのは特にはないんですが、県漁協の

考え方としてホヤがどうしても海外輸出が難しいということで、それを処分していて一定の生産量も抑制したいという方向で動いていることはあるようでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 今野雄紀委員。

○委員（今野雄紀君） じゃあ、最後1点だけ、振興費なんですけれども、ホヤの関係で処分していると、それでその処分した分の補助金というか出ていると思うんですけれども、補償は年間どれぐらいなのか、その推移がもしわかりでしたら最後に伺いたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） ホヤの処分については、福島原発の補償費ということで宮城県漁協が請求してございますので、町に直接入ってくるものでもございませぬので、町に入ってきている情報としては、29年度分といたしまして歌津、志津川、戸倉地区合わせますと5,800トン弱の処分量となっているようです。それを仮に金額に換算すると1キロ当たり150円ほどで計算いたしますと2億二、三千万円ぐらいになるのかなと思います。

失礼しました。先ほどの数字間違いました。処分量、今年度につきましては1,530トンほどです。失礼いたしました。それをキロ当たり150円で計算しますと、先ほど言いました2億二、三千万円といった状況になろうかと思えます。

ちなみに、今年度は1,500超の処分量でございましたが、28年度、昨年度につきましては当町では5,800トンほど処分したという実績でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑ございますか。菅原辰雄委員。

○委員（菅原辰雄君） 私は、森林病虫害駆除、そういう観点でお伺いいたします。

森林病虫害防除事業は、これまで景勝地、神割とか泊みたいな感じで、そういうところで防除をしているという認識でございます。しかしながら、私が以前申し上げましたように三陸道が開通して、エリアのこれまで見えなかった、398から見えなかった山にかなりの立ち枯れ、いわゆる松くい被害が見える状況になっております。今回もそういうことで幾らかそういう面でも予算措置があるのかと思っておりましたけれども、もしこの中であるのでしたら教えてください。

そしてまた、なかったら、あれは私有地がほとんどだと思うので民地だから勝手にしなさいよということで捉えてよろしいのか、お伺いいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 町で予算計上しております地上散布と病虫害防除事業につきましては、これまでも神割、田束、歌津の尾崎、あとはひころの里付近ということで私有林に

については、当然のことながら予算計上はしてございません。

ただ、先ほど来お話ししてございますけれども、町として今現在とすれば手の施しようがなく、逆にそういった駆除に対して補助金を交付してございます。それは19節に森林病虫害等防除事業補助金という形で50万円、民間の方がやる際の補助金を出しておりますので、現在のところはその活用となります。

ただ、先ほど来お話ししてあります森林環境譲与税が入ってきますと、対象はどちらかというのと私有林の施業促進という部分が名目上うたわれておりますので、それで松くい虫の伐倒駆除をやるとかという部分とは別に町が受託して、そういった施業をやっていかなければならない環境下に近いうちに必ずなってきますので、そういったことが少しは進むのかなとは感じておりますが、ただ町としても施業を私有林の部分をやるとしても、いろいろな境界の問題あるいは相続の問題、そういったものが解決しないとなかなか手を入れることが難しいだろうということで、税は町には入ってきますが、非常に大きな課題として捉えております。

○委員長（後藤伸太郎君） 菅原辰雄委員。

○委員（菅原辰雄君） そうしますと、ここに100ページの負担金補助及び交付金の中の50万円でそれを見ている、金額の多寡は問題にしないである程度そういうやる気は持っていたんだなということで理解をします。

あとは、森林環境譲与税ですか、それが来るからそれを充てたい。いいんだけど、違いましたらそれは税のあれは、交付金の名称はともかくとして、個人の土地だから相続とかさまざまな権利の問題が、これも多分想定はされます。やっぱり、でもそこはそこで踏みとどまらずに、従来から言っていますように町として自然豊かな南三陸町ということで、私が以前から申し上げましたように、個人が管理しているそういう財産とかを活用してのいろいろな事業をやっているもので、やっぱりもうちょっといろいろ障害に突き当たった場合はそれなりに解決策を講じながら対応して行って、あるいは少なからず仙台の方が見ていると思うんです。ある大国の山水画を見ているようでちょっと情けない思いをしています。緑豊かな南三陸町ですので、そういうところで意を持って取り組んでいていただきたいということでございますので、困難が生じた場合にはみんなの知恵、力をかりて打開していくような方向で臨んで行ってほしいと願うものであります。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑ございますか。佐藤正明委員。

○委員（佐藤正明君） 先ほど来から私有林、分収林という意見がございましたが、その中でちょっと要望なんですけれども、歳入でいろいろありました国有林についてですが、国有林

が今まで通路としていた通い道ですか、その辺のやつは国有林が雪折れとかなんとかでもう3年前あたりから通れない状況で、地域ではその場所をいろいろ林野庁と相談しているんですけども、なかなか連絡がつかないという中で、国有林の背後地に分収林とか私有林があるので、一応、その辺のやつ、町から今までどおり通れるように伐木といいますか、その辺をやっていただきたいと。

今までお話を聞きますと、山には魅力がないというようなことなんですけれども、地域にとってはそれが財源でございます。町に税金を納めなきゃならないという形で、町で税金を要求しなければそのままいいんですけれども、とりあえず山としての形ですか、地域では頑張っておりますのでひとつ要望しておきます。国有林の管理ですか。

あと、それと別に、ページ数の97の19節ですか、農業農村整備費の中で中山間事業とか多面的機能ということで、各地域いろいろ交付をいただいております。その中で、毎年、頑張っているんですが、やはり前に私の一般質問でお話ししたんですけれども、赤線、青線に絡んで一応管理の形をこの地域ではやっております。どうしても手が届かないという形も出てきております。といいますのも、大分そこで作業する方も高齢化になってきた形もございます。それと、地域によっては研修する場所もございますので、研修した方々に余りぶざまな形を見せたくないような形もあるし、町長は信念には自然と活用した教育推進ということも挙げておりますので、何かその辺の法定外公共物というんですけれども、とりあえずその辺の手当の面はないかと、それをやらないと遊休農地もどんどんふえてくるという形がありますので、ひとつその辺等。

あとは、もう1点ですけれども、104ページの防潮堤の関係で、委託料の中の工事発注支援業務とございます。今回、防潮堤18地区ですか、発注になった形ですけれども、大分金額も多いし業者数も多いと。それを最終的には32年まで仕上げなきゃならないという中で、支援の業務は何社で対応していくのか。それと、支援業務の関係でどの辺まで権限を持ってやっていくのか、その辺を伺いたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 国有林の関係につきましては、当町では、行政側でもいろいろな作業道的な林道の崩壊のところとかございましていろいろな要望も出しておりますので、ぜひ当課に窓口として情報を寄せていただければ、あわせてご要望したいなと思います。

それと、さっき法定外公共物の部分のお話がありましたけれども、いずれ中山間のエリア、多面的機能のエリアについては今までどおり交付金の中でしっかり対応していただければな

と思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（田中 剛君） 発注者支援業務につきましては、できるだけまとめて発注したいと考えております。したがいまして、可能であれば1社と契約を結びたいと考えております。

それから、いわゆる支援業務で来る方々、来ていただく方々のいわゆる権限ということでございますが、基本的には私ども発注者側の業務を補助するという形で手伝っていただこうと考えておりますので、基本的には権限は私どもが有したままで事業を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（後藤伸太郎君） 佐藤正明委員。

○委員（佐藤正明君） それでは、国有林については後にいろいろご相談に上がりたいと思います。

それで、中山間、多面的機能、今までどおりというお話をいただきましたけれども、大分、最近、カメムシとかそういうやつがふえてきておりますので、共同作業等をやっております。その中で、経費等はそこで大部分使ってしまうような形なんです。ですので、あとはそのほかに赤道、青線の刈り方等は二、三回やるんですけれども、やはりその中ではちょっと機械の油とかその辺が大分経費かかっております。その辺、このほかに何らかの形で遊休農地対策とかそういうやつで一応対応できる形でしたらお願いしたいと、そういう形で一応伺いたいと思います。

それと、支援業務については1社ということをお話しいただきました。権限は補助的だという形ですが、今までの経緯を見ますと、なかなか補助でなく、その中で職員の方も対応している中だと、こういうお話が来ます。支援業務でこれを決めてきたのでそれでやると、そういうお話も一部ございますので、しっかりした契約、権限ですか、その辺は対応していただきたいなど。あくまでも、今は工事においては発注者と、昔は請負者だったんですが、今は発注者と受注者と、受注者もそれなりの権限を持っているという形で、最終的には佐藤町長からの権利でございますので、その辺を踏まえて今後支援業務と協議していただきたいと。それはいかがですか。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（田中 剛君） あくまでも支援業務でございますので、最終的な責任は私ども発注者側が負うということで、権限は私どもにあると考えております。また、契約書にも

うたわれておりますとおり、いわゆる発注者、受注者ともに必要に応じて甲乙協議で決めていくということで対等な立場であると考えております。

○委員長（後藤伸太郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 委員がお話しになりました部分がどの事業で対応できるかという部分は個別具体の部分になりますので、改めてご相談いただければと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑ございますか。村岡賢一委員。

○委員（村岡賢一君） 8番です。

先日も歳入で申し上げましたけれども、96ページの畜産産業、委託料ということで13節、牧草地のすき込みということでございますけれども、また同じような質問になるかとは思いますが、町では大盤平という方針はどうしても変えることができないのかということと、それからもう一つは、牧草地でなければいけないのかということです。町有地がないから大盤平にというお考えのようですけれども、例えば、森林、町有林といっぱいあるわけでございます。やはり、そういうところではいけないのかどうか。

そして、今、置いてある汚染わらは今すぐに動かさなければいけない事情があるのかどうかということがございます。やはり、大盤平に行って、例え、3トンといたしてもそこに行って放射能が出るか出ないかを検査しなければいけないということが目的でございますから、ないという今現在、土が置かれているものには放射能が含まれていないという、余り少ないというような話もございましたが、じゃあないものであれば何も牧場に敷かなくてもいいという私たちの考えもありますし、もう一つは、やはりそういう牛を放牧するような場所にそういうものをすき込んで検査をしなきゃいけないという発想が私にはちょっと理解できません。

それで、今言った山林に、F S C取ったような森林にまくということは絶対だめだと思いますけれども、やはりそういういろいろな私たちの町は今戦略の中で自然の環境というものを戦略の第1番目に掲げてうたっております。世界の人、日本全国の人たちが今南三陸町のありさまを見ています。そういう中で、そういうデリケートな作業を他の町村でも慎重に取りはかっている分を簡単に風光明媚な大盤峠の上に敷くことが果たして町のためになるのかどうかということを、よく私は考えてもらいたいと思います。私はリスクのほうが大きいんじゃないかということを申し上げて、今申し上げたことをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 村岡委員の発言につきましては、十分に私も理解はできます。この問

題についてはもう既に4年ほど経過してございます。ご案内のとおり県内の1カ所で8,000ベクレル未満を処理しようということで県から提案がありまして、ある意味、県で決定した、あるいは環境省で決定した際には実際の首長が全員集まりましたので、決定には従っていただきたいということで、県内の首長全員が賛成しました。候補地として3カ所が選定されました。3カ所選定されまして、そのうちの1カ所で地域の大変な猛反対運動が起きました。そこから迷走が始まりました。

結局、県もいろいろ手を変え品を変え、知恵を出しながらこの問題を何とか解決しなければいけないという強い思いです。汚染牧草につきましては、それぞれ地域において、別にうちの町だけがやるわけじゃなくて県内の全ての自治体がこの問題に正面から向き合わなければいけないという問題でございます。そういった中で、知事もいろいろ案を出しました。こうしましょう、ああしましょうということをいろいろやってきましたが、なかなか最終的に結果としてまとまらなくて、結果の最終的に話が出たのは焼却と、そしてすき込みということになりました。

当初から、私は、うちの部分は多分焼却は無理だろうと思いました。ご案内のとおり、うちは気仙沼市に委託をするということになりますが、気仙沼市は、当初から気仙沼市はすき込みという方針を打ち出しました。そうしますと、うちを持ち込むということはまず不可能ということになります。そうしますと、焼却炉を持っている広域で処理をするという大前提がございますので、そうしますと気仙沼に持ち込まないと、我々にあと残された選択肢はすき込みしかないという状況です。この7年間の間、ずっと保管されている放射能物質が目の前にずっと置いてあるという現状をどこかで打開しないと、この問題はいつまでたっても解決しないということになります。

ですから、我々としても十二分に安全・安心ということを配慮しながらこの問題に取り組まなければいけないということですので、本当に村岡委員が言う気持ちはわかります。私もこの問題については県の会議でずっと向き合ってまいりましたので、それぞれ不安がある、例えば、今回、仙南で焼却がいよいよ始まってまいりますが、それでも仙南の地域の皆さんが不安を訴えている気持ちについては十二分に理解しますが、しかしながら、どこかでこの問題を処理しないと後世にずっとこれを引きずってしまうという問題がございますので、そこはご理解をいただければと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 村岡賢一委員。

○委員（村岡賢一君） 丁寧なご返答ありがとうございました。

実は、戸倉の人たちには、私は一度課長さん等もおいでになりまして、いろいろ話の中で汚染わらということが後半で出ましたけれども、そのときは参加者も少のうございました。しかしながら、やはり持ちかえてそういうことをお話すると、地域の人たちにはちょっと違和感があるなということを感じましたので発言させてもらいましたけれども、私は、そういうことであれば、これはしっかりとそういうものをするんだということ逃げることなく前面に出して、地域の人たちに十分な説明をしてほしいと思います。でないと、後で闇討ちをされるようで住民たちはとても耐えがたいところが出ると思いますので、やはりこれは意を持って地域の人たちに理解してもらおうということを努力してもらいたいと思います。終わります。

○委員長（後藤伸太郎君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） もちろん地域の皆さんに説明しなければいけないという思いはございますし、それからもう一つがもう丁寧にとにかく説明をするということが必要だと思います。積極的に、多分、賛成する方はいないと思います。そこは我々も覚悟してございます。ですから、丁寧な説明が必要だなという思いがありますし、この間、村岡委員がお話しになったように、戸倉地区にそういった施設が周知すると。

私も大変感謝しているのは、町内の瓦れき処理の問題で小泉で気仙沼、南三陸の処理をするといったときに小泉がだめということになりまして、結果として南三陸町で処理しなければいけないといったときに、在郷の皆さん方、地権者の皆さん方にクリーンセンターにお集まりいただいて、皆さん方にご説明させていただいたときに、正直申し上げて私は反対が来るのかなと思いながら腹をくくって行きました。しかしながら、あそこにおいでいただいた地権者の皆さん方が、我々の土地でこの南三陸町の瓦れきの処理ができるんだったら貸してやるぞという温かいお話をいただいて、大変感動して帰ったというのを覚えておりますので、そういった戸倉地区の皆さん方にはいろいろご迷惑をおかけしますが、そこは最初申しましたように丁寧にご説明申し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑ございますか。高橋兼次委員。

○委員（高橋兼次君） それでは、ストレートで。

99ページの委託料、素材生産代行委託料5,460万円というようなことでありますが、この委託料によって得る収入は4,480万円です。面積は幾らなのか。それから、この委託料の中には、木を切って売るだけなのか。植林するのか、しないのか。その辺はどうなのか。

それから、103ページの19節の負担金です。生産種苗購入補助金、アワビの稚貝代の補助だということであります。これは以前、一般質問で町長に確約といいますか、町長には震災以前のように整えば補助していくという答弁をいただいていたんですが、ちょっと何か中身が違うような感じもあるので確認したいんですが、この数字、20万円と10万円はどこから出てきたのか。組合支所からの要望なのかどうか。それで、国の補助ももう入っているようですが、国の補助がなくなったらどうするのか。その辺の振り分け、補助の。

○委員長（後藤伸太郎君） お諮りいたします。間もなく4時を報ぜんとしております。議事の関係上、時間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤伸太郎君） 異議なしと認めます。よって、時間延長することといたします。

答弁お願いいたします。農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 素材生産の関係でございますけれども、収入の4,480万円については委員ご指摘のとおりでございます。

面積につきましては、収入間伐の分で19.54ヘクタール、そして更新伐、赤松の伐採が10.76ヘクタールで、この部分での収入が4,480万円という収入になってございます。

それと、アワビの稚貝放流ですが、漁につきましては両支所からの放流計画の数字になっています。ただ、県の宮城県水産振興協会の施設の規模が全体で100万という数字なので、全県的に100万ですので、その中で当町の分が30万個という数字はかなり大きな数字になっております。

○委員長（後藤伸太郎君） 高橋兼次委員。

○委員（高橋兼次君） 収入間伐というところでありましたが、これは大きな財源の1つになってくるわけでありますが、こういう生産代行というか、木を切って売ることが今後の見通しとしてどのようにこれから切るところというか、そういうところが残っているのか。想像つくのであれば見通しとして。見通しはつかないかな。つかなければ、後で詳しくその辺は聞きますからいいです。

それで、先ほど国の補助が40%入っていると、種苗に対しての種苗40%がいつまで補助があるのか。なくなったら、その後どうなるのか。その辺確認しておきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） アワビの国の支援の分ですが、先ほど1回目で申し上げるのを忘れてございましたけれども、今のところは32年度までの一応措置となっておりますけれど

も、それもアワビの生産額や水揚げ額の状況次第ということで、一定量、基礎年が平成21年度だったと思いますが、その生産量に対比しての基礎数値がありますので、そことの関係で突然なくなる可能性もあります。ただ、今のところでは32年度までは、減収分に対しての支援は国ではするというのを宮城県から報告を受けています。

なお、その辺の詳細は、実は来週、県で説明会がございまして、その情報をもって正確なところは話してできるのかと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤伸太郎君） なければ、5款農林水産業費の質疑を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明16日午後1時30分より委員会を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤伸太郎君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明16日午後1時30分より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後4時03分 延会